

# 地方税関係 Q & A

＜東日本大震災関連＞

総務省自治税務局

平成 23 年 4 月 27 日

(平成 24 年 1 月 17 日更新)

## 地方税関係Q & A

### <東日本大震災関連>

※ 今後も適宜更新する予定

#### 1 個人住民税

問1-1 社会福祉法人中央共同募金会が募集する平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した方々に支援活動を行うボランティア団体・NPO等に対する支援を目的とした寄附金について、所得税の寄附金控除等の対象となる寄附金として財務大臣が指定・告示（財務省告示第84号）しているが、地方団体がこの寄附金を条例で指定すれば、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるのか。

..... 1

問1-2 例えば、2ヶ月間、納期限の延長を行うとした場合における特別徴収に係る個人住民税について、平成23年度分の特別徴収税額の特別徴収期間を平成23年8月～平成24年7月とすることは可能か。

..... 1

問1-3 所得税においては、災害減免と雑損控除を併用することができないが、個人住民税においては条例による減免と雑損控除を併用できるのか。

..... 2

問1-4 所得税における災害減免制度はどのようになっているのか。

..... 3

問1-5 平成23年所得が平成22年所得と比べて大幅に減少した者に対してはどのような措置を講ずればよいのか。

..... 4

問1-6 平成22年分所得税について雑損控除を適用した場合において、平成23年度分個人住民税（平成22年分所得）について条例による減免を適用し、平成24年度分個人住民税（平成23年分所得）について雑損控除を適用することができるか。

..... 5

#### 2 自動車取得税・自動車税・軽自動車税

問2-1 今回の震災により賦課期日（4月1日）までに自動車・軽自動車等が滅失してしまった場合、自動車税・軽自動車税はどのように扱うこととなるのか。

... 7

問2-2 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置及び自動車税・軽自動車税の非課税措置のいずれも、代替自動車は新車、中古車を問わないという理解でよいか。 ..... 7

問2-3 取得価額が50万円以下である中古車についても、今回の自動車取得税の非課税措置の申請をする必要があるのか。 ..... 7

問2-4 自動車取得税の非課税措置に係る代替自動車について、軽自動車(3輪以上)から自動車に買い換える場合は対象となるのか。 ..... 8

問2-5 自動車取得税の非課税措置に係る代替自動車について、乗用車から貨物車に買い換える場合は対象となるのか。 ..... 8

問2-6 自動車税については、被災自動車が普通自動車、小型自動車(3輪以上)又は軽自動車(3輪以上)である場合で、代替自動車が普通自動車又は小型自動車(3輪以上)である場合に非課税措置の対象となるが、これ以外の場合(例えば、被災自動車が軽自動車(2輪)である場合で、代替自動車が普通自動車の場合)は非課税措置の対象とならないとの理解でよいか。 ..... 9

問2-7 軽自動車税については、

- (1) 被災自動車が普通自動車、小型自動車(3輪以上)又は軽自動車(3輪以上)である場合で、代替自動車が軽自動車(3輪以上)である場合
- (2) 被災自動車が小型自動車(2輪)、軽自動車(2輪)又は原動機付自転車である場合で、代替自動車が小型自動車(2輪)、軽自動車(2輪)又は原動機付自転車である場合
- (3) 被災自動車が小型特殊自動車である場合で、代替自動車が小型特殊自動車である場合

に、それぞれ、非課税の対象となるとのことだが、これら(1)～(3)以外の場合(例えば、軽自動車(3輪以上)の代替として原動機付自転車を取得する場合)は非課税措置の対象とならないとの理解でよいか。 ..... 9

問2-8 被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が一致する場合のみが対象か。相続人は対象となっていないのか。 ..... 13

問2-9 代替自動車の主たる定置場が、東日本大震災の被害を受けた地方団体以外であっても、非課税措置の対象となるとの理解でよいか。 ..... 13

問2-10 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。 ..... 13

- 問2-11 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際の書類について、様式は定められるのか。……………14
- 問2-12 被災自動車の認定に当たり用いられる登録事項等証明書（運輸支局）について、登録事項等証明書は登録車を対象としたものであり、軽自動車については検査記録事項等証明書（軽自動車検査協会）による確認、という理解でよいか。……14
- 問2-13 市町村が発行するり災証明書は、自動車が震災により滅失したことについても証明できるのか。……………14
- 問2-14 一般的には、家屋に係るり災証明書が想定されることから、内容が建物の被害を証明するものを、自動車のり災証明として代用する（家屋のり災でもって自動車のり災を推定する）こととしてよい、との理解でよいか。……………21
- 問2-15 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置の申請について、ディーラー等が代行できるのか。また、代行できるとする場合に、委任状は必要か。……………21
- 問2-16 登録事項等証明書は、自動車登録番号が分かれば全国の運輸支局で発行が可能であり、またディーラー等が登録事項等証明書を代行して取得することも可能であるが、市町村長の発行するり災証明書の申請はディーラー等が代行できるのか。……………21
- 問2-17 複数台の自動車が震災により滅失・損壊した場合、当該滅失・損壊した自動車の台数と同数の代替自動車の取得について、自動車取得税が非課税となるのか。……………21
- 問2-18 非課税措置の適用の申請に際して、被災車両である旨の記載がある登録事項等証明書（軽自動車（3輪以上）の場合は当該記載がある検査記録事項等証明書）を提出することができない場合には、自動車又は軽自動車（3輪以上）が滅失し又は損壊した場所の所在地等の市町村長が発行するり災証明書又は都道府県知事が発行する証明書を提出することとされているが、都道府県や市町村は、被災自動車として滅失し又は損壊した事実の認定をどのようにすればよいか。……………22
- 問2-19 平成23年3月11日から地方税法の一部改正法施行の日までの間に、既に代替自動車を取得して自動車取得税を納付している場合は還付されるのか。……22
- 問2-20 代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。……………22

問2-21 前問に係る答中、(2)被災軽自動車等であることを証明する書類とは具体的に何を提出すればよいか。	23
問2-22 原動機付自転車や2輪の軽自動車や小型特殊自動車には検査記録事項等証明書が交付されないが、どのように証明するのか。	23
問2-23 主たる定置場が他の市町村に変更された場合にどのような方法で他の市町村へ伝達すればよいか。	29
問2-24 被災代替小型特殊自動車及び被災代替原動機付自転車に係る非課税証明書はいつ交付すればよいか。	29
問2-25 東日本大震災(原子力災害)における自動車関係に係る特例措置の概要はどのようなものか。	30
問2-26 対象区域内用途廃止等自動車とはいかなる自動車か。	30
問2-27 警戒区域内にある自動車が対象区域内用途廃止等自動車となるための要件として、自動車リサイクル法(「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(平成14年法律第87号)をいう。以下同じ。)の対象となる自動車については、警戒区域設定指示の解除又は一時立入りによる自動車の持出しから『2月以内』に、用途の廃止又は引取業者への引渡しが行われることとされているが、いかなる考え方に基づいて2月以内とするのか。 また、解体までの期間とせずに、引取業者への引渡しまでの期間を定める理由は何か。	30
問2-28 警戒区域内にある自動車が対象区域内用途廃止等自動車となるための要件として、自動車リサイクル法の対象となる自動車以外の自動車については、警戒区域設定指示の解除又は一時立入りによる自動車の持出しから2月以内に用途の廃止又は9月以内に解体が行われることとされているが、同法の対象外の自動車としては、どのような自動車が該当するのか。	31
問2-29 警戒区域内にある自動車であって、永久抹消登録等がなされないものについては、今回の立法による特例措置の対象とされていないが、何らの措置も講じられないのか。 また、計画的避難区域や緊急時避難準備区域にある自動車についても、同様に今回の立法による特例措置の対象とはされていないが、何らの措置も講じられないのか。	31

問2-30 引取業者に引き渡したことを証する書類とは、具体的にどのような書類か。 .....	32
問2-31 解体したことを証する書類とは、具体的にどのような書類か。 .....	32
問2-32 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置の適用に当たって申告する際に、どのような書類を提出すればよいか。 .....	33
問2-33 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置の適用に当たって申告する際の申告書について、様式は定められるのか。 .....	33
問2-34 軽自動車税における警戒区域内の軽自動車等に係る特例措置（法附則57⑬）の適用に当たって申告する際に、どのような書類を提出すればよいか。 .....	34
問2-35 前問に係る答中、(2)対象区域内用途廃止等軽自動車等であることの証明書とは具体的に何を提出すればよいか。 .....	34
問2-36 原動機付自転車、2輪の軽自動車や小型特殊自動車には検査記録事項等証明書が交付されないが、どのように証明するのか。 .....	35
問2-37 用途を廃止した日とはいつか。 .....	35
問2-38 原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車又は小型特殊自動車に関して2月以内に用途を廃止し又は解体することは可能なのか。 .....	35
問2-39 対象区域内軽自動車等について、持出し又は警戒区域が解除されてから2月以内に主たる定置場を他の市町村に変更し、変更先の市町村で対象区域内用途廃止等軽自動車等であることが認められた場合、認定した市町村と従来の課税団体の市町村が異なることになるが、従来の課税団体である市町村に特例が認定されたことを伝達しなければならないか。 .....	36
問2-40 先に警戒区域外の自動車を取得した後で、警戒区域内の自動車について用途の廃止を事由とした永久抹消登録等を行った場合も、特例の対象となるのか。 .....	50
問2-41 代替自動車に係る自動車取得税の特例措置及び自動車税・軽自動車税の特例措置のいずれも、代替自動車は新車、中古車を問わないという理解でよいか。 .....	50

- 問2-42 自動車取得税の特例措置に係る代替自動車について、乗用車から貨物車に買い換える場合は対象となるのか。 .....50
- 問2-43 被代替自動車の所有者と代替自動車の所有者が一致する場合のみが対象か。相続人は対象となっていないのか。 .....50
- 問2-44 代替自動車に係る自動車取得税の特例措置の申請について、ディーラー等が代行できるのか。また、代行できるとする場合に、委任状は必要か。 .....50
- 問2-45 複数台の自動車が警戒区域設定指示区域内にあり、対象区域内用途廃止等自動車に該当する場合、当該自動車の台数と同数の代替自動車の取得について、自動車取得税の特例措置が受けられるのか。 .....50
- 問2-46 取得価額が50万円以下である中古車についても、今回の自動車取得税の特例措置の申請をする必要があるのか。 .....51
- 問2-47 自動車取得税の特例措置に係る代替自動車について、軽自動車（3輪以上）から普通自動車又は小型自動車（3輪以上）に買い換える場合は対象となるのか。 .....51
- 問2-48 自動車取得税及び自動車税について、例えば、被代替自動車が軽自動車（2輪）である場合で、代替自動車が普通自動車の場合は特例措置の対象とならないとの理解でよいか。 .....51
- 問2-49 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。 .....51
- 問2-50 代替自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除措置について適用を受けようとする際に、どのような書類を提出すればよいか。 .....52
- 問2-51 代替自動車に係る自動車取得税の特例措置を申請する際の書類について、様式は定められるのか。 .....52
- 問2-52 軽自動車税については、
- (1) 普通自動車、小型自動車（2輪ものを除く。）又は軽自動車（2輪ものを除く。）から軽自動車（2輪ものを除く。）に買い換える場合
  - (2) 2輪の小型自動車、2輪の軽自動車又は原動機付自転車から2輪の小型自動車、2輪の軽自動車又は原動機付自転車に買い換える場合
  - (3) 小型特殊自動車から小型特殊自動車に買い替える場合

にそれぞれ、非課税の対象となるとのことだが、これら（１）～（３）以外の買い替えの場合は非課税措置の対象とならないとの理解でよいか。……………53

問２－53 代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。……………53

問２－54 前問に係る答中、(2)対象区域内用途廃止等軽自動車等であることの証明書とは具体的に何を提出すればよいか。……………54

問２－55 軽自動車（二輪のものを除く。）と二輪の小型自動車について、検査記録事項等証明書で用途を廃止した日が記載されたものを提出することとされているが具体的に何を指すのか。また用途を廃止した日が記載されたものの提出を求めるのはなぜか。……………55

問２－56 代替取得した軽自動車等について、主たる定置場が他の市町村に変更された場合にどのような方法で他の市町村へ伝達すればよいか。……………55

### 3 軽油引取税

問３－１ 海上自衛隊〇〇基地で備蓄している免税軽油（用途：船舶）について、物資輸送用の自動車用燃料が不足していることから、民間に対して当該軽油を提供したいとの相談があったが、この場合における免税軽油の譲渡承認の手続はどのように扱うこととなるのか。また、この場合の申告納付の取扱いはどのように扱うこととなるのか。……………63

問３－２ 航空自衛隊〇〇基地で備蓄している免税軽油（用途：自衛隊の機械の動力源）について、航空自衛隊△△基地に備蓄している免税軽油が震災の影響により不足していることから、〇〇基地より△△基地に対して免税軽油を提供したいとの相談があったが、この場合における免税軽油の譲渡承認の手続はどのように扱うこととなるのか。また、この場合の申告納付の取扱いはどのように扱うこととなるのか。……………64

問３－３ 「軽油周辺油種への識別剤の添加実施について」（平成23年3月18日付け総務省自治税務局都道府県税課事務連絡）の趣旨如何。……………64

### 4 固定資産税・都市計画税

問４－１ 固定資産の価格等の決定を3月31日までに決定しなければならないとされているが、間に合わない。どうすればよいか。……………70



問4-2 被災した納税義務者の判別ができないため、とりあえず全ての納税義務者に対して納税通知書を交付してよいか。……………70

問4-3 例年の納期限を記載した納税通知書を印刷してしまった後に被災地域に係る納期限の延長を決めたが、納税通知書の再調達ができないことや、システム上2種類の納期限を設定することができないこと等から、延長した納期限を記載した納税通知書を再印刷することができない場合は、どのように対応すればよいか。……………70

問4-4 固定資産税の納期については、特別の事情がある場合においては、異なる納期を定めることができるとあるが、納期の回数を減らすことが可能か。……………71

## 5 入湯税

問5-1 今回の震災を受け、被災者を無料又は低額で受け入れ入湯させている場合の入湯税について、課税免除して差し支えないか。……………72

## 6 事業所税

問6-1 事業の休止期間に応じた減免とは、具体的にどのような措置を講ずればよいのか。……………73

## 7 その他

問7-1 原子力災害に伴い風評被害を受けた事業者に対し、固定資産税等の減免措置を講じた場合、どのような財政措置が講じられるのか。……………74

## 1 個人住民税

問1-1 社会福祉法人中央共同募金会が募集する平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した方々に支援活動を行うボランティア団体・NPO等に対する支援を目的とした寄附金について、所得税の寄附金控除等の対象となる寄附金として財務大臣が指定・告示（財務省告示第84号）しているが、地方団体がこの寄附金を条例で指定すれば、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるのか。

（答）

- お見込みのとおり。ただし、いわゆる「ふるさと寄附金」とは異なり、都道府県が条例において指定した場合には道府県民税から寄附金の4%相当額が、市区町村が条例において指定した場合には市町村民税から寄附金の6%相当額がそれぞれ控除されるものである。

なお、社会福祉法人中央共同募金会に対する寄附金を既にその地方団体の条例で指定している場合には、あらためて指定する必要はない。

<参考>

### ○財務省告示第84号

所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第2号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成23年3月11日から平成25年3月31日までの間に支出された寄附金について適用する。

平成23年3月15日

財務大臣 野田 佳彦

社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が平成23年東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震（平成23年3月12日に発生した長野県北部を震源とする地震をいう。）による被災者の救援活動等に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金の全額

問1-2 例えば、2ヶ月間、納期限の延長を行うとした場合における特別徴収に係る個人住民税について、平成23年度分の特別徴収税額の特別徴収期間を平成23年8月～平成24年7月とすることは可能か。

（答）

- 平成23年度分の個人住民税の給与からの特別徴収については、地方税法第321条の4第2項に規定する期日（5月31日）までに納税義務者等に税額の通知を行った場合、納税義務が発生することとなるため、税額の通知を延期することが適切と考えられる。
- その後の課税に際しては、特別徴収義務者に対し期日（5月31日）後に特別徴収税額を通知することになるが、当該通知をした日の属する月の翌月から翌年5月までが徴収期間となる（地方税法第321条の5第1項）。
- この場合の毎月の特別徴収税額は、年税額を、通知をした日の属する月の翌月から翌年5月までの月数で割ったものとなる。

問1-3 所得税においては、災害減免と雑損控除を併用することができないが、個人住民税においては条例による減免と雑損控除を併用できるのか。

(答)

- 所得税においては、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条に基づき、災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けたことにより所得税額の減免を受けることができるのは、当該災害による損失額について雑損控除の適用を受けない者に限ることとされている。したがって、東日本大震災による被害による損失額について雑損控除の適用を受けた場合には、災害減免の適用を受けることはできない。
- 一方、個人住民税においては、東日本大震災により生じた損失額について雑損控除の適用を受けた場合であっても、地方税法第323条による条例に基づく減免の適用を受けることが可能である。

(例) 雑損控除と減免の適用例

(住民税)

平成23年度分の住民税 (平成22年所得)	平成24年度の住民税 (平成23年所得)	平成25年度以降の 年度分の住民税
条例減免	雑損控除	繰越控除 (H29年度まで)

(所得税)

平成22年分の所得税 (平成22年所得)	平成23年分の所得税 (平成23年所得)	平成24年以降 の年分の所得税
災害減免	雑損控除適用不可	
雑損控除	繰越控除 (H27年まで)	繰越控除 (H27年まで)
	災害減免適用不可	

問1-4 所得税における災害減免制度はどのようになっているのか。

(答)

- 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」における減免措置の内容は、以下のとおりとされている。

1 減免の対象者

減免の対象者は、以下の条件をすべて満たす者とされている（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という。）第2条、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号）第1条）。

- (1) 災害により自己又は一定の親族の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。以下「損失金額」という。）がその住宅又は家財の価額の2分の1以上であること
- (2) 被害を受けた年分の所得金額の合計額（※1）が1,000万円以下であること
- (3) 当該災害による損失金額について雑損控除の適用を受けないこと（※2）

※1 純損失や雑損失等の繰越控除後の総所得金額、長（短）期譲渡所得の金額等の分離課税とされている所得金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

※2 個人住民税においては、雑損控除の適用を受けた場合であっても、地方税法第323条による条例に基づく減免の適用を受けることが可能

2 減免額

その年の所得金額の合計額に応じて、以下の所得税の額を減免することとされている（災害減免法第2条）。

その年の所得金額の合計額	所得税の減免額
500万円以下	所得税額の全額
500万円超 750万円以下	所得税額の2分の1
750万円超 1,000万円以下	所得税額の4分の1

3 その他

- ・ 東日本大震災により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者について、その者の選択により、当該被害を平成22年に受けたものとして、平成22年分所得税の軽減を受けることができることとされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第49条関係）。（※3）
- ・ 減免を受けた場合には、当該減免を受けた年以降の年分の所得税において同じ災

害による被害によって減免及び雑損控除の適用を受けることができないこととされている（震災特例法第 49 条）。

※3 個人住民税においては、平成 23 年に災害により被害を受けた場合には、平成 23 年度分の個人住民税について条例により減免をすることも可能。

問 1－5 平成 23 年所得が平成 22 年所得と比べて大幅に減少した者に対してはどのような措置を講ずればよいのか。

（答）

- 平成 23 年所得が平成 22 年所得と比べて大幅に減少した者について、地方税法第 323 条の規定の基づき条例で定めるところにより減免措置を講じることが可能である。
- 具体的な減免の方法については、以下のような判定基準により、減免措置を講じている団体もあることから参考にされたい。この場合に、所得減少の程度を判定するに当たっては、平成 23 年度の賦課を行う段階では平成 23 年所得が確定しないことから、当該納税義務者について納期限の延長を行った上で、平成 23 年所得が確定した時点で所得減少の程度の判定を行って減免額を決定することも考えられる。

（例） A 市における所得減少の程度と前年の所得金額による減免額の判定基準

所得減少の程度	前年の所得金額	減免額
10 分の 5 以下	450 万円以下	全額
	450 万円超 600 万円以下	10 分の 8
10 分の 5 超 10 分の 7 以下	350 万円以下	全額
	350 万円超 450 万円以下	10 分の 8
	450 万円超 600 万円以下	10 分の 5

- なお、被害状況や個々の納税義務者の収入の状況等の地域の実情によっては、上記の例にかかわらず、所得の減少の程度、前年の所得金額の計算方法・基準等について設定しても構いません。

問1-6 平成22年分所得税について雑損控除を適用した場合において、平成23年度分個人住民税（平成22年分所得）について条例による減免を適用し、平成24年度分個人住民税（平成23年分所得）について雑損控除を適用することができるか。

（答）

- 所得税においては、東日本大震災による被害により生じた損失額について、雑損控除の適用を受けた場合には、災害減免の適用を受けることはできない。一方、個人住民税においては、東日本大震災による被害により生じた損失額についての雑損控除と地方税法第323条による条例に基づく減免とを併用することが可能である。
- 個人住民税について条例による減免と雑損控除を併用する場合において、雑損控除を適用する所得については、所得税において適用する所得と一致させる必要はなく、平成22年分所得税について雑損控除を適用した場合においても、平成24年度分個人住民税（平成23年分所得）について雑損控除を適用することが可能である。
- なお、地方税法第45条の3及び第317条の3により、前年分の所得について所得税法の規定による確定申告書を提出した場合には、当該年度分の個人住民税の申告書が提出されたものとみなすこととされており、個人住民税について特段の申告を行われなくても雑損控除が適用される。ただし、個人住民税において地方税法第45条の2及び第317条の2に基づく申告を行うことにより、所得税について雑損控除を適用する所得と異なる年分の所得に個人住民税の雑損控除を適用することが可能である。また、雑損失の金額の繰越控除についても、各年度において所得税の確定申告とは別に個人住民税の申告を行うことにより、所得税において適用する所得と異なる所得において適用することが可能である。
- また、被災者が所得税における災害減免及び個人住民税における条例に基づく減免並びに所得税・個人住民税における雑損控除の適用を円滑に受けられるよう、税務署と十分に連携しつつ、特例措置の内容や手続等について、被災者に便宜を図ることが適当である。

具体例：平成22年分所得税において雑損控除を適用し、5年間の繰越が見込まれる場合

○パターン1：平成23年度分個人住民税（平成22年分所得）で雑損控除を適用する場合

	平成23年度 (平成22年分所得)	平成24年度 (平成23年分所得)	平成25年度 (平成24年分所得)	平成26年度 (平成25年分所得)	平成27年度 (平成26年分所得)	平成28年度 (平成27年分所得)	平成29年度 (平成28年分所得)
住民税	雑損控除	繰越控除①	繰越控除②	繰越控除③	繰越控除④	繰越控除⑤	—
	↑ 申告不要	↑ 申告不要	↑ 申告不要	↑ 申告不要	↑ 申告不要	↑ 申告不要	
	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	
所得税	雑損控除	繰越控除①	繰越控除②	繰越控除③	繰越控除④	繰越控除⑤	
	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	

⇒所得税の確定申告を行えば、個人住民税においても雑損控除（繰越控除）の申告があったとみなされる。

○パターン2 平成24年度分個人住民税(平成23年分所得)で雑損控除を適用する場合。

	平成23年度 (平成22年分所得)	平成24年度 (平成23年分所得)	平成25年度 (平成24年分所得)	平成26年度 (平成25年分所得)	平成27年度 (平成26年分所得)	平成28年度 (平成27年分所得)	平成29年度 (平成28年分所得)
住民税	条例減免	雑損控除	繰越控除①	繰越控除②	繰越控除③	繰越控除④	繰越控除⑤
	↑ 減免申請	↑ 申告	↑ 申告	↑ 申告	↑ 申告	↑ 申告	↑ 申告
	平成22年分	平成23年分	平成24年分	平成25年分	平成26年分	平成27年分	
所得税	雑損控除	繰越控除①	繰越控除②	繰越控除③	繰越控除④	繰越控除⑤	
	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	↑ 確定申告	

⇒所得税と異なる年分の所得に雑損控除（繰越控除）を適用するので、所得税の確定申告とは別に個人住民税においても雑損控除（繰越控除）の申告が必要となる。

## 2 自動車取得税・自動車税・軽自動車税

問2-1 今回の震災により賦課期日（4月1日）までに自動車・軽自動車等が滅失してしまった場合、自動車税・軽自動車税はどのように扱うこととなるのか。

（答）

- 賦課期日の4月1日現在で自動車・軽自動車等が滅失している場合には、課税客体から除外され、自動車税・軽自動車税は課税できない。
- 自動車・軽自動車等の賦課期日現在の状況を確実に把握し、適切に自動車税・軽自動車税を課税することが求められることから、納期限の延長を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

### 【共通事項】

＜非課税措置の対象となる車関係＞

問2-2 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置及び自動車税・軽自動車税の非課税措置のいずれも、代替自動車は新車、中古車を問わないという理解でよいか。

（答）

- お見込みの通り。

問2-3 取得価額が50万円以下である中古車についても、今回の自動車取得税の非課税措置の申請をする必要があるのか。

（答）

- 取得価額が50万円以下（平成30年3月31日までの取得。法附則第12条の2の4（自動車取得税の免税点の特例））である中古車について、それが代替自動車であるか否かを認定するまでもなく、都道府県において自動車取得税を課さないとすることは可能である。

ただし、代替自動車として認定された場合には、自動車取得税だけでなく自動車税についても非課税となるものであることから、50万円以下の中古車の取得者（又はその代理人であるディーラー）からは、代替自動車としての非課税措置の申請がなされることが想定される。

総務省から国土交通省及び経済産業省に対しては、次のとおり連絡し、取得価額が50万円以下の中古車に係る自動車取得税の非課税措置の申請について、ディーラーをはじめとした関係団体への周知を依頼しているところであり、各都道府県におかれては、これらの申請に対しても適切にご対応いただきたい。

『代替自動車として認定された場合には、自動車取得税だけでなく、平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税についても非課税となるものであることから、自動車取得税についての非課税措置の申請がなされない場合には、代替自動車の自動車税に係る非課税措置が適用されず、課税庁（都道府県）から納税通知書が発出されることも想定される。』



したがって、50 万円以下である中古車の取得の場合であっても、代替自動車としての自動車取得税に係る非課税措置の申請をしていただきたいと考えており、手続き上、遺漏のないようお取り計らいいただきたく、貴省からディーラーをはじめとする関係団体に対しご周知願いたい。』

問2-4 自動車取得税の非課税措置に係る代替自動車について、軽自動車（3輪以上）から自動車に買い換える場合は対象となるのか。

（答）

- 今回の自動車取得税の非課税措置における被災自動車（法附則第52条第1項に規定する被災自動車をいう。以下同じ。）及び代替自動車（法附則第52条第1項に規定する代替自動車をいう。以下同じ。）は、いずれも、自動車取得税の課税客体である自動車（法第113条第1項の自動車）である。[別添資料I-1を参照。]

したがって、被災自動車である軽自動車（3輪以上）から普通自動車又は小型自動車（3輪以上）に買い換える場合、非課税措置の対象となる。

問2-5 自動車取得税の非課税措置に係る代替自動車について、乗用車から貨物車に買い換える場合は対象となるのか。

（答）

- 今回の自動車取得税の非課税措置における被災自動車及び代替自動車については、いずれも自動車取得税の課税客体である自動車であることから、この場合も非課税措置の対象に含まれる。[別添資料I-1を参照。]

ただし、被災自動車と代替自動車の間で、営業用から自家用、又は自家用から営業用に変更が行われる場合には代替性が認め難いことから、非課税措置の対象外となる。

したがって、乗用から貨物用の車に買い換える場合、自家用又は営業用について変更がなされない場合に、非課税措置の対象となる。

問2-6 自動車税については、被災自動車が普通自動車、小型自動車（3輪以上）又は軽自動車（3輪以上）である場合で、代替自動車が普通自動車又は小型自動車（3輪以上）である場合に非課税措置の対象となるが、これ以外の場合（例えば、被災自動車が軽自動車（2輪）である場合で、代替自動車が普通自動車の場合）は非課税措置の対象とならないとの理解でよいか。

（答）

○ お見込みのとおり。[別添資料I-1を参照。]

なお、今回の特例では非課税措置の対象とはならない場合であっても、事案によっては代替性が認定できる場合があると想定される。この場合には、地方税法第128条の規定に基づき、条例で定めるところにより、必要に応じ減免するなど、都道府県において適切に対応していただきたいと考えている。

問2-7 軽自動車税については、

- (1) 被災自動車が普通自動車、小型自動車（3輪以上）又は軽自動車（3輪以上）である場合で、代替自動車が軽自動車（3輪以上）である場合
- (2) 被災自動車が小型自動車（2輪）、軽自動車（2輪）又は原動機付自転車である場合で、代替自動車が小型自動車（2輪）、軽自動車（2輪）又は原動機付自転車である場合
- (3) 被災自動車が小型特殊自動車である場合で、代替自動車が小型特殊自動車である場合

に、それぞれ、非課税の対象となるとのことだが、これら（1）～（3）以外の場合（例えば、軽自動車（3輪以上）の代替として原動機付自転車を取得する場合）は非課税措置の対象とならないとの理解でよいか。

（答）

○ お見込みの通り。[別添資料I-1を参照。]

なお、（1）～（3）以外の場合には、法附則第57条に規定する軽自動車税の非課税措置の対象とはならないが、事案によっては代替性が認定できる場合があると想定される。この場合には、地方税法第454条の規定に基づき、条例で定めるところにより、必要に応じ減免するなど、市町村において適切に対応していただきたいと考えている。

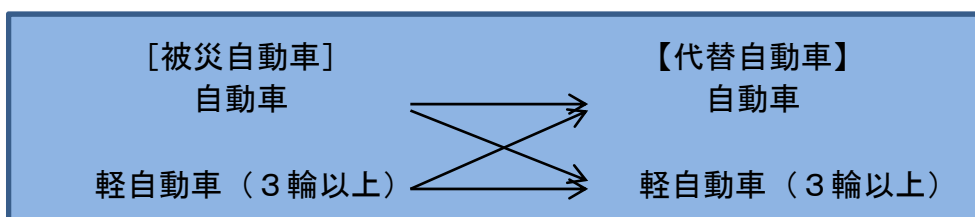
自動車取得税の非課税措置及び自動車税・軽自動車税の  
非課税措置の対象について

平成 23 年 4 月

○ 自動車取得税の非課税措置の対象

→ 被災自動車及び代替自動車とともに、自動車取得税の課税客体たる自動車（普通自動車、小型自動車（3輪以上））及び軽自動車（3輪以上）の場合に、非課税の対象。

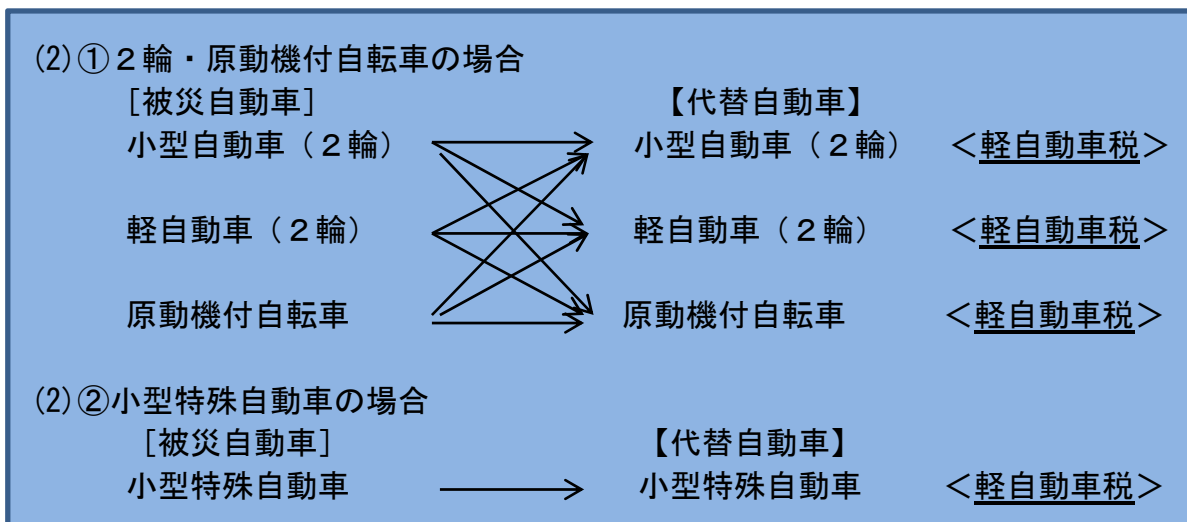
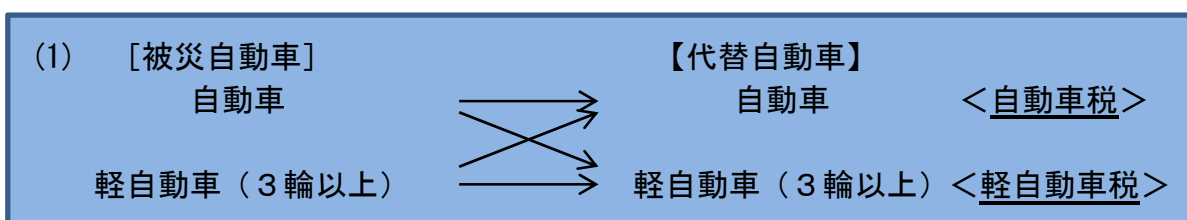
もっとも、被災自動車と代替自動車の間で、営業用から自家用、又は自家用から営業用に変更が行われる場合には代替性が認め難いことから、非課税措置の対象外とする。



○ 自動車税及び軽自動車税の非課税措置の対象

→ (1) 上述の自動車取得税の非課税措置の対象となる車については、自動車税、軽自動車税ともに、非課税の対象。

(2) (1)に加えて、被災自動車及び代替自動車とともに、①2輪・原動機付自転車の場合、及び②小型特殊自動車の場合については、4輪、3輪の場合に非課税の対象とすることとの並びから、軽自動車税について非課税の対象。

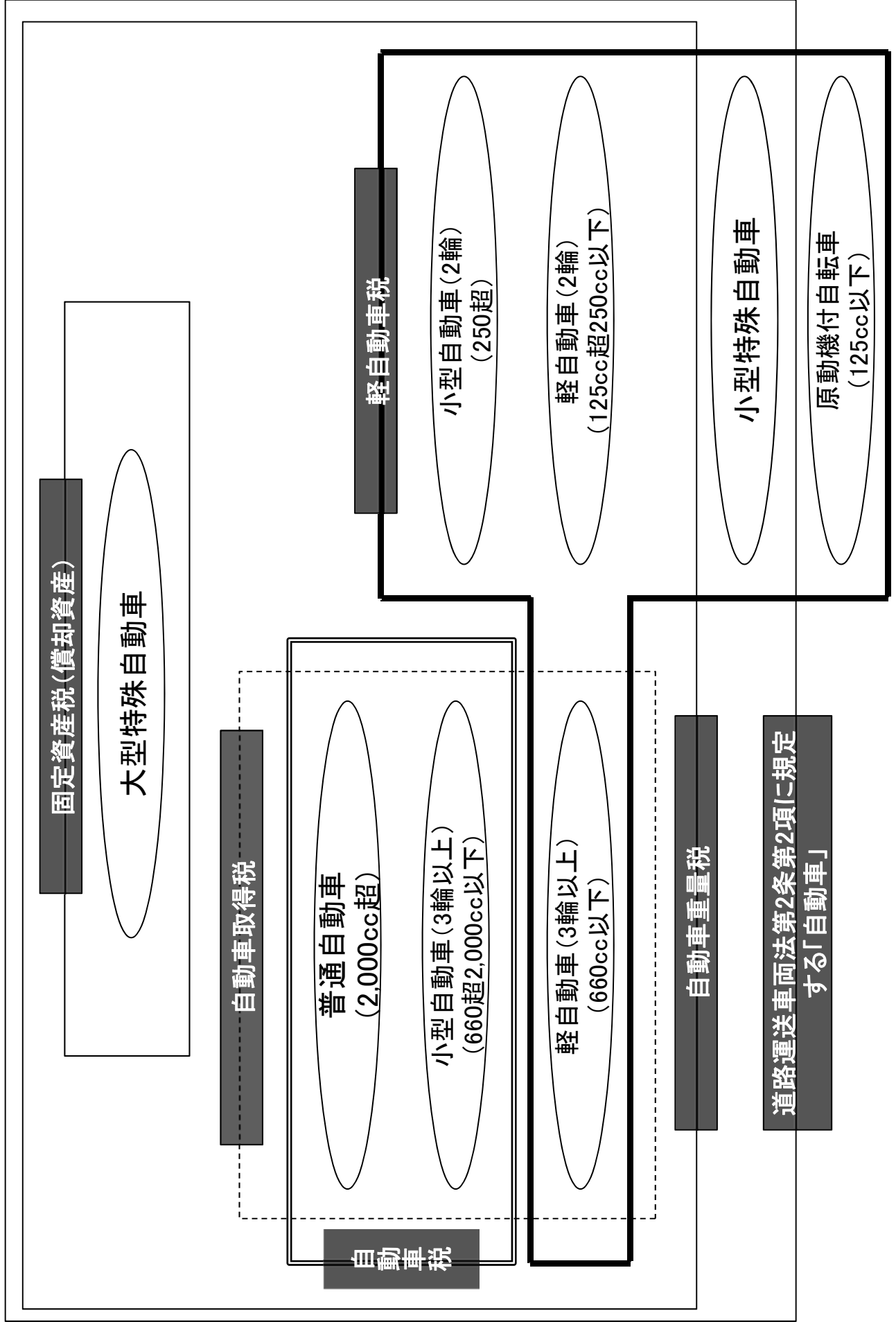


## 代替自動車にかかる自動車関係税

滅失した車種	代替車種	自動車取得税	自動車税及び 軽自動車税
自動車 ・ 軽自動車(3輪以上)	自動車・軽自動車(3輪以上)	非課税 (自家用→自家用・営業用→営業 用のみ対象)	非課税 (自家用→自家用・営業用→営業 用のみ対象)
	小型自動車(2輪)・軽自動車 (2輪)・原動機付自転車	—	課税(※)
	小型特殊自動車	—	課税(※)
小型自動車(2輪) ・ 軽自動車(2輪) ・ 原動機付自転車	自動車・軽自動車(3輪以上)	課税(※)	課税(※)
	小型自動車(2輪)・軽自動車 (2輪)・原動機付自転車	—	非課税
	小型特殊自動車	—	課税(※)
小型特殊自動車	自動車・軽自動車(3輪以上)	課税(※)	課税(※)
	小型自動車(2輪)・軽自動車 (2輪)・原動機付自転車	—	課税(※)
	小型特殊自動車	—	非課税

(※) 例外的に代替性が認められる場合には、課税団体において減免。

# (参考) 自動車関係税の関係図



<非課税措置の対象となる者関係>

問2-8 被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が一致する場合のみが対象か。相続人は対象となっていないのか。

(答)

- 被災自動車の所有者と代替自動車の所有者が一致する場合だけでなく、被災自動車の所有者の相続人（相続人の相続人も含む。）が代替自動車を取得する場合や、法人が被災自動車の所有者であって当該法人の新設合併法人・吸収合併存続法人等が代替自動車を取得する場合についても、今回の自動車取得税、自動車税・軽自動車税の非課税措置の適用対象者としている。

<非課税措置の対象となる都道府県関係>

問2-9 代替自動車の主たる定置場が、東日本大震災の被害を受けた地方団体以外であっても、非課税措置の対象となるとの理解でよいか。

(答)

- お見込みの通り。

【自動車取得税の非課税措置】

<申請等の手続き関係>

問2-10 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。

(答)

- 非課税措置の申請に際し、(1) 特例を受けたい旨の書類及び(2) 滅失し又は損壊した自動車又は軽自動車（3輪以上）が被災自動車であることを証する書類を、申請自動車（施行規則附則第23条第1号口に規定する申請自動車をいう。以下同じ。）の主たる定置場所在の都道府県知事に対して提出していただく必要がある。

具体的には、(1)の書類については、被災自動車の所有者（所有権留保付売買の場合は買主）の氏名・住所（被災自動車の所有者と申請自動車の所有者が異なる場合には、いずれの者の氏名・住所）、申請自動車の内容（自動車登録番号又は車両番号、主たる定置場、営業用・自家用のいずれであるかの別）を記載していただくこととしている。

また、(2)の書類としては、

- ① 運輸支局が発行する登録事項等証明書（軽自動車（3輪以上）の場合には軽自動車検査協会が発行する検査記録事項等証明書）
- ② ①の提出が困難である場合には、自動車が東日本大震災により滅失し若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車の主たる定置場所在地の市町村長による災証明書か、都道府県知事による証明書

を提出していただくこととしている。[別添資料I-2を参照。]

問2-11 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際の書類について、様式は定められるのか。

(答)

- 非課税措置の申請に際して提出いただく必要のある書類について、地方税法において特段の様式は規定していないが、特例を受けたい旨の書類について、参考として様式の例を別途、お示しすること(平成23年4月27日付け総務省自治税務局長通知「地方税法の一部改正により措置する東日本大震災への税制上の対応の取扱いについて」)から、各都道府県の実情に応じて対応していただきたい。

問2-12 被災自動車の認定に当たり用いられる登録事項等証明書(運輸支局)について、登録事項等証明書は登録車を対象としたものであり、軽自動車については検査記録事項等証明書(軽自動車検査協会)による確認、という理解でよいか。

(答)

- お見込みの通り。

問2-13 市町村が発行するり災証明書は、自動車が震災により滅失したことについても証明できるのか。

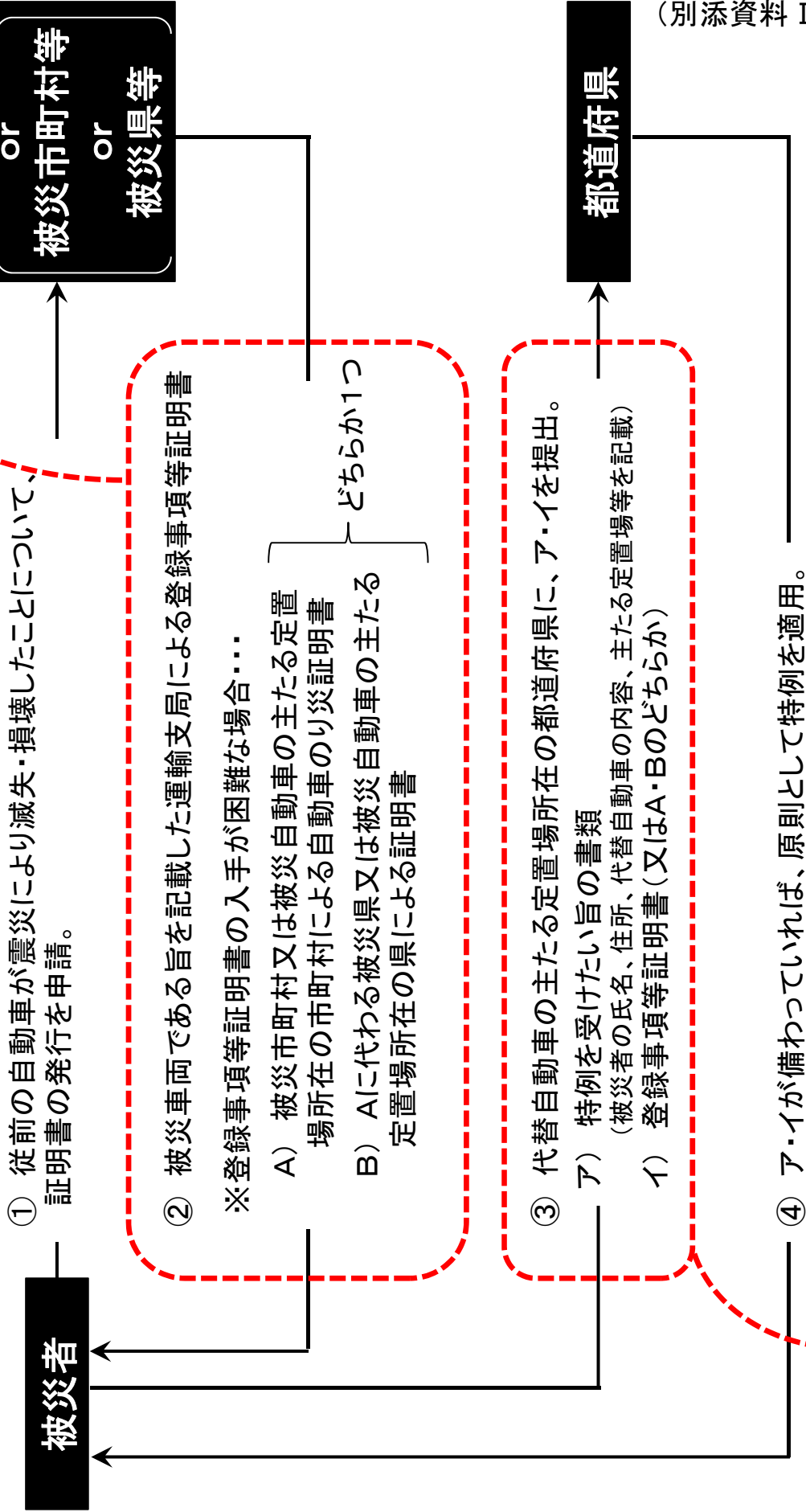
(答)

- 一般に、自動車又は軽自動車(3輪以上)が災害により滅失した場合に、自動車又は軽自動車(3輪以上)のり災証明書を発行する市町村がある一方、発行しない市町村もある。

今回の代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置については、自動車又は軽自動車(3輪以上)のり災証明書を発行する市町村においては、当該り災証明書を発行していただき、その他の場合には都道府県が証明書を発行することを想定しているが、各都道府県の実情に応じ、市町村長が自動車のり災証明書を発行することができる場合であっても、都道府県知事が証明書を発行することも考えられる。[別添資料I-2を参照。]

# 被災代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置における申請手続き(全体概要)

## 【ポイントⅠ】滅失自動車の認定



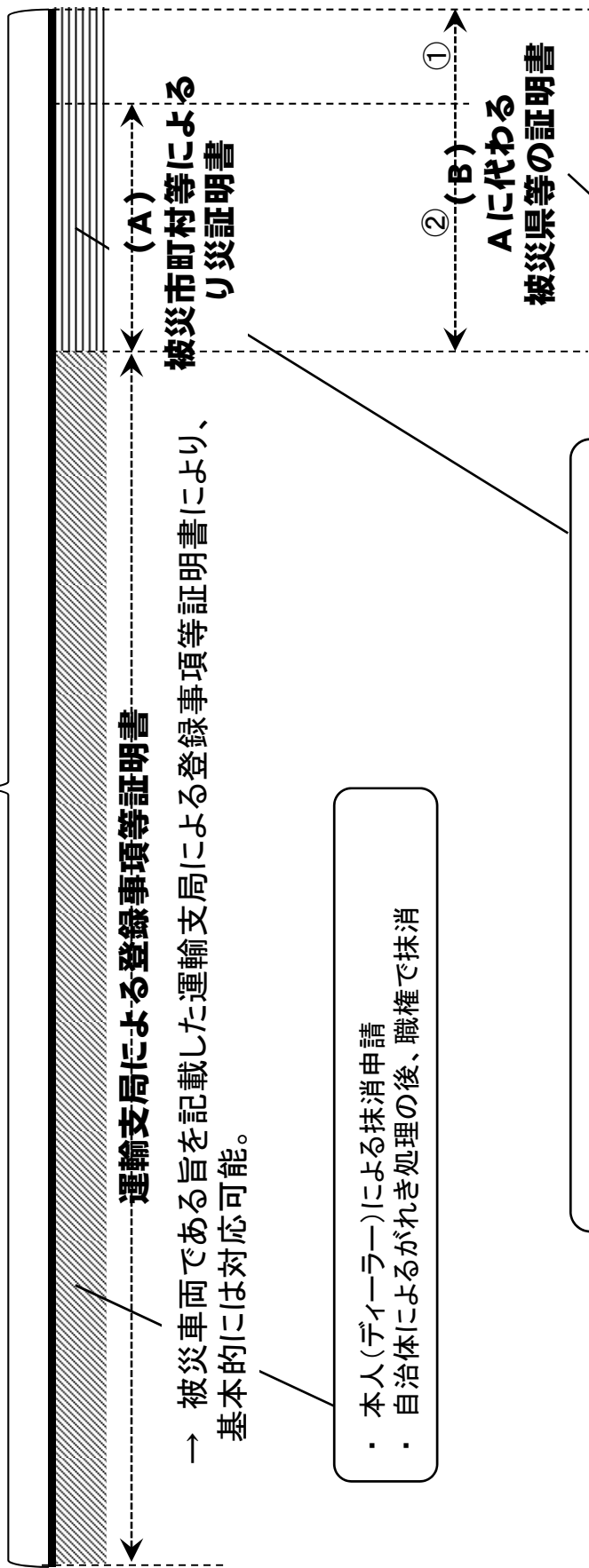
(別添資料Ⅰ-2)

## 【ポイントⅡ】代替自動車の認定



## 【ポイントI】 滅失自動車の認定について

### 自動車が増失した者



運輸支局による登録事項等証明書

被災市町村等によるり災証明書

Aに代わる被災県等の証明書

→ 被災車両である旨を記載した運輸支局による登録事項等証明書により、基本的には対応可能。

- ・ 本人(ディーラー)による抹消申請
- ・ 自治体によるがれき処理の後、職権で抹消

例えば、所有権留保付売買において、残債務がある場合で登録事項等証明書が発行されない場合等

次の①②の場合に、被災県等が、A(被災市町村等によるり災証明書)に代わる証明書を発行。

- ① 被災市町村等が自動車に係るり災証明書(A)を発行していない場合(市町村の補完)
- ② 被災市町村等は通常は自動車に係るり災証明書(A)を発行しているが、被災市町村等の被害状況にかんがみ、事務負担をかけることが適当でないとして認められる場合(市町村の代行)

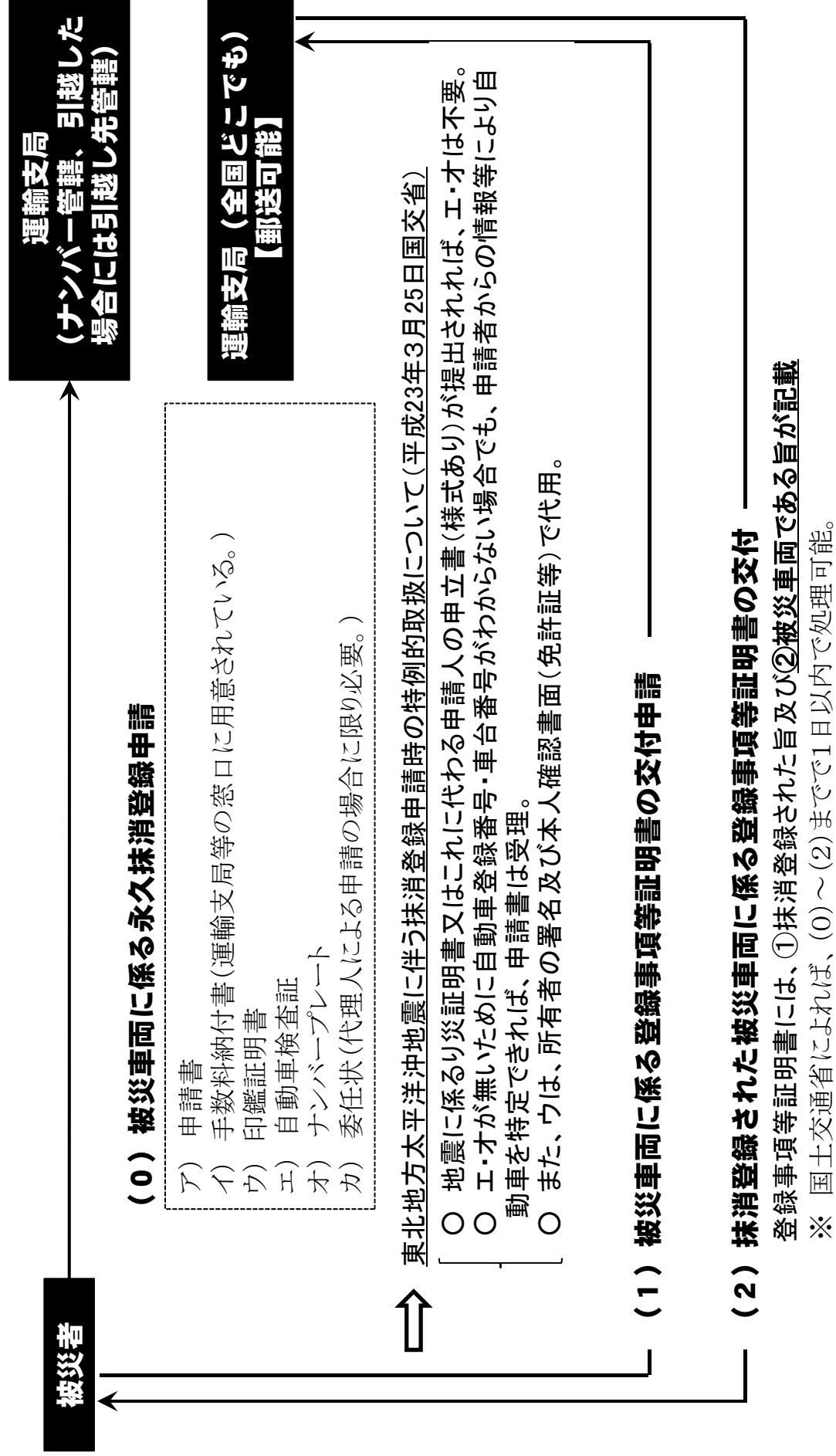
## 運輸支局による登録事項等証明書

- 震災による滅失等を理由とした抹消登録をした場合、登録事項等証明書に「被災車両」と記載される。
- リ災証明書を発行されなかった者でも、自己申告により、震災による滅失等を理由とした抹消登録が可能。

※ 国土交通省においては、被災自動車の抹消登録申請について、滅失の原因を証するり災証明書の入手が困難な場合には、申請人の申立書(様式あり)をもってり災証明書に代えることとしている。  
【23年3月25日 国土交通省自動車情報課長通知】

- 軽自動車(3輪以上)については、軽自動車検査協会が発行する検査記録事項等証明書に「被災車両」と記載される。

## 【運輸支局による登録事項等証明書の発行手続き】



(注)被災者の申請に基づき永久抹消登録がされる場合(職権的な抹消がされない場合)を想定

番号 00112

# 登録事項等証明書

# 現在記録

自動車登録番号		75		B30-000001	
所有者の氏名又は名称		国土 太郎			
所有者の住所		東京都中央区築地2丁目11-17			
使用者の氏名又は名称		***			
使用者の住所		***			
使用の本拠の位置		***			
登録年月日	交付年月日	初度登録年月	備考		
平成 23年 4月 5日	平成 23年 3月		[セクスタ一], 詳細登録証明 永久抹消済 [21年度燃費税制] 平成23年3月23日 新規登録 受検済み 平成22年度燃費基準15%向上達成車 [その他検査事項] [099] 被災車両 以下余白		
ニッサン		型式		[213]	
CBA-B30		MR20		車体の形状	
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別			
小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]		
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号		
1.99 L	ガソリン	12740	0169		
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
7人	1440 kg	1825 kg			
長さ	幅	高さ	前後軸重	前後軸重	後軸重
451 cm	169 cm	165 cm	850 kg	590 kg	590 kg
有効期間の満了する日 請求に係る自動車登録番号又は車台番号					
平成 26年 3月 22日	自局 500 さ	75			

上記の通り相違ないことを証明します。

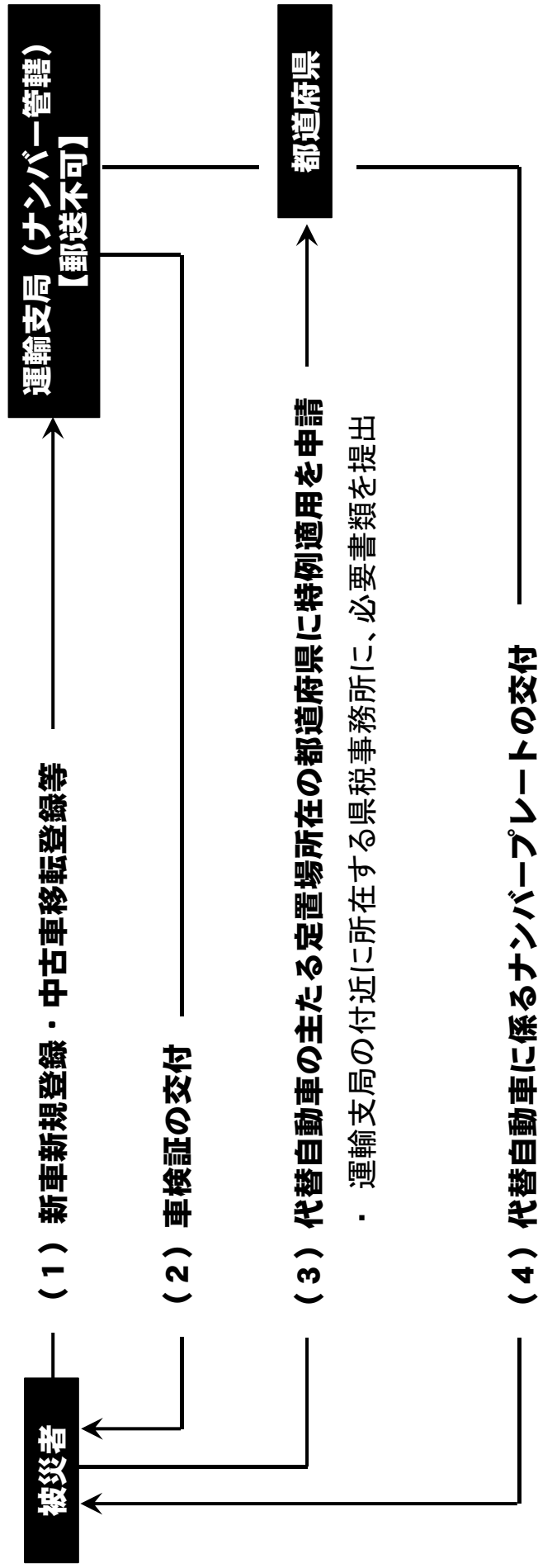
平成 23年 4月 5日



センター

## 【ポイントⅡ】 代替自動車の認定について

### 【具体的な手続きの流れ】



問2-14 一般的には、家屋に係るり災証明書が想定されることから、内容が建物の被害を証明するものを、自動車のり災証明として代用する（家屋のり災でもって自動車のり災を推定する）こととしてよい、との理解でよいか。

（答）

- 家屋のり災証明書により、自動車又は軽自動車（3輪以上）のり災証明として代用する（又は自動車若しくは軽自動車（3輪以上）のり災を推定する）ことについては、家屋がり災した場合に自動車又は軽自動車（3輪以上）もり災したとは必ずしも言い切れないことから、合理的な証明方法であるとは考え難く、予定していないところである。

#### 【自動車取得税の非課税措置】

##### ＜申請等の手続き関係＞

問2-15 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置の申請について、ディーラー等が代行できるのか。また、代行できるとする場合に、委任状は必要か。

（答）

- ディーラー等による代行申請も可能である。  
また、この場合には、本人からの委任状の提出を求めることが適当である。

問2-16 登録事項等証明書は、自動車登録番号が分かれば全国の運輸支局で発行が可能であり、またディーラー等が登録事項等証明書を代行して取得することも可能であるが、市町村長の発行するり災証明書の申請はディーラー等が代行できるのか。

（答）

- 一般に、市町村長の発行するり災証明書の申請について、ディーラー等が委任状に基づき代行することは可能である。

##### ＜非課税措置の対象範囲関係（共通事項で記載したものを除く。）＞

問2-17 複数台の自動車が震災により滅失・損壊した場合、当該滅失・損壊した自動車の台数と同数の代替自動車の取得について、自動車取得税が非課税となるのか。

（答）

- 今回の自動車取得税の特例においては、自動車1台につき代替自動車1台を取得する場合に、当該取得に係る自動車取得税を非課税とするもの。  
したがって、例えば、複数台を所有してすべての自動車を滅失した者から、当該台数分の代替自動車に係る申請があった場合には、滅失・損壊した自動車の台数と同数の代替自動車の取得が行われることから、すべての代替自動車について非課税となる。

＜滅失し又は損壊した自動車が被災自動車であることの証明関係＞

問2-18 非課税措置の適用の申請に際して、被災車両である旨の記載がある登録事項等証明書（軽自動車（3輪以上）の場合は当該記載がある検査記録事項等証明書）を提出することができない場合には、自動車又は軽自動車（3輪以上）が滅失し又は損壊した場所の所在地等の市町村長が発行する被災証明書又は都道府県知事が発行する証明書を提出することとされているが、都道府県や市町村は、被災自動車として滅失し又は損壊した事実の認定をどのようにすればよいか。

（答）

- 被災自動車として滅失し又は損壊した事実の認定方法としては、例えば、被災状況を示す写真等、一定の証拠を添付して申請を求めることが想定される場所であるが、事実認定に当たり、具体的にいかなる方法によることとするか、それぞれの地方団体の状況に応じて対応していただきたい。

＜法施行前の代替自動車の取得についての扱い関係＞

問2-19 平成23年3月11日から地方税法の一部改正法施行の日までの間に、既に代替自動車を取得して自動車取得税を納付している場合は還付されるのか。

（答）

- 地方税法第17条に定める過誤納金の還付として、還付される。

【軽自動車税の非課税措置】

＜申請等の手続き関係＞

問2-20 代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。

（答）

- 軽自動車税の非課税措置を受けるためには、（1）軽自動車税非課税の措置を受けた旨の申請書及び（2）被災軽自動車等であることを証明する書類を代替軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出して頂く必要がある。

問2-21 前問に係る答中、(2)被災軽自動車等であることを証明する書類とは具体的に何を提出すればよいか。

(答)

- ① 自動車・軽自動車(3輪以上)を軽自動車(3輪以上)に買い換える場合は、
- ア 自動車取得税が非課税となったことを都道府県知事が証する書類
  - イ 運輸支局が発行する登録事項等証明書、軽自動車検査協会が発行する検査記録事項等証明書
- のいずれかを提出することとし、ア又はイの提出が困難である場合は、
- ウ 被災場所が所在するもしくは被災自動車の主たる定置場の所在する都道府県知事もしくは市町村長が発行するり災証明書等
  - エ 被災軽自動車等に係る抹消又は廃車申告の受付書、廃車証明書
- のいずれかを提出して頂くこととしている。
- ② 2輪軽自動車(原付、軽、小型)を2輪軽自動車に買い換える場合は、
- イ 運輸支局が発行する検査記録事項等証明書を提出することとし、イの提出が困難である場合は、
  - ウ 被災場所が所在するもしくは被災2輪軽自動車の主たる定置場の所在する市町村長が発行するり災証明書等
  - エ 被災軽自動車等に係る抹消又は廃車申告の受付書、廃車証明書
- のいずれかを提出して頂くこととしている。
- ③ 小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換える場合は、
- ウ 被災場所が所在するもしくは被災小型特殊自動車の主たる定置場が所在する市町村長が発行するり災証明書等
  - エ 被災軽自動車等に係る抹消又は廃車申告の受付書、廃車証明書
- のいずれかを提出して頂くこととしている。

[別添資料I-3を参照。]

問2-22 原動機付自転車や2輪の軽自動車や小型特殊自動車には検査記録事項等証明書が交付されないが、どのように証明するのか。

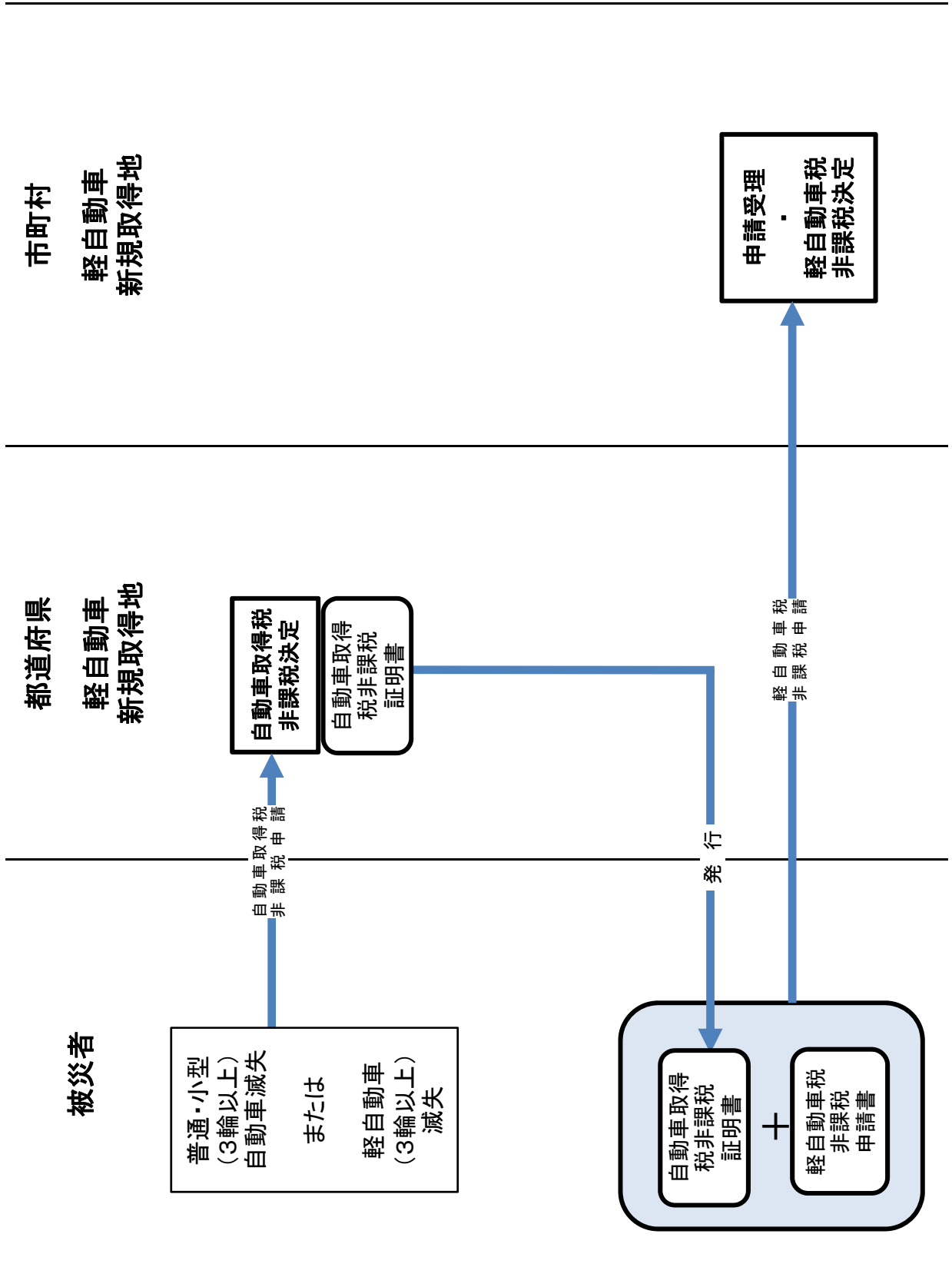
(答)

- 検査記録事項等証明書が交付されない2輪の軽自動車、原動機付自転車や小型特殊自動車については、
- ア 被災場所が所在するもしくは被災軽自動車等の主たる定置場所在地の市町村が発行するり災証明書等
  - イ 市町村が発行する廃車証明書や抹消又は廃車の申告書の受付書(抹消又は廃車する際には、申告書を市町村長に提出しなければならないこととされている。)
- のいずれかをもって証明することとしている。

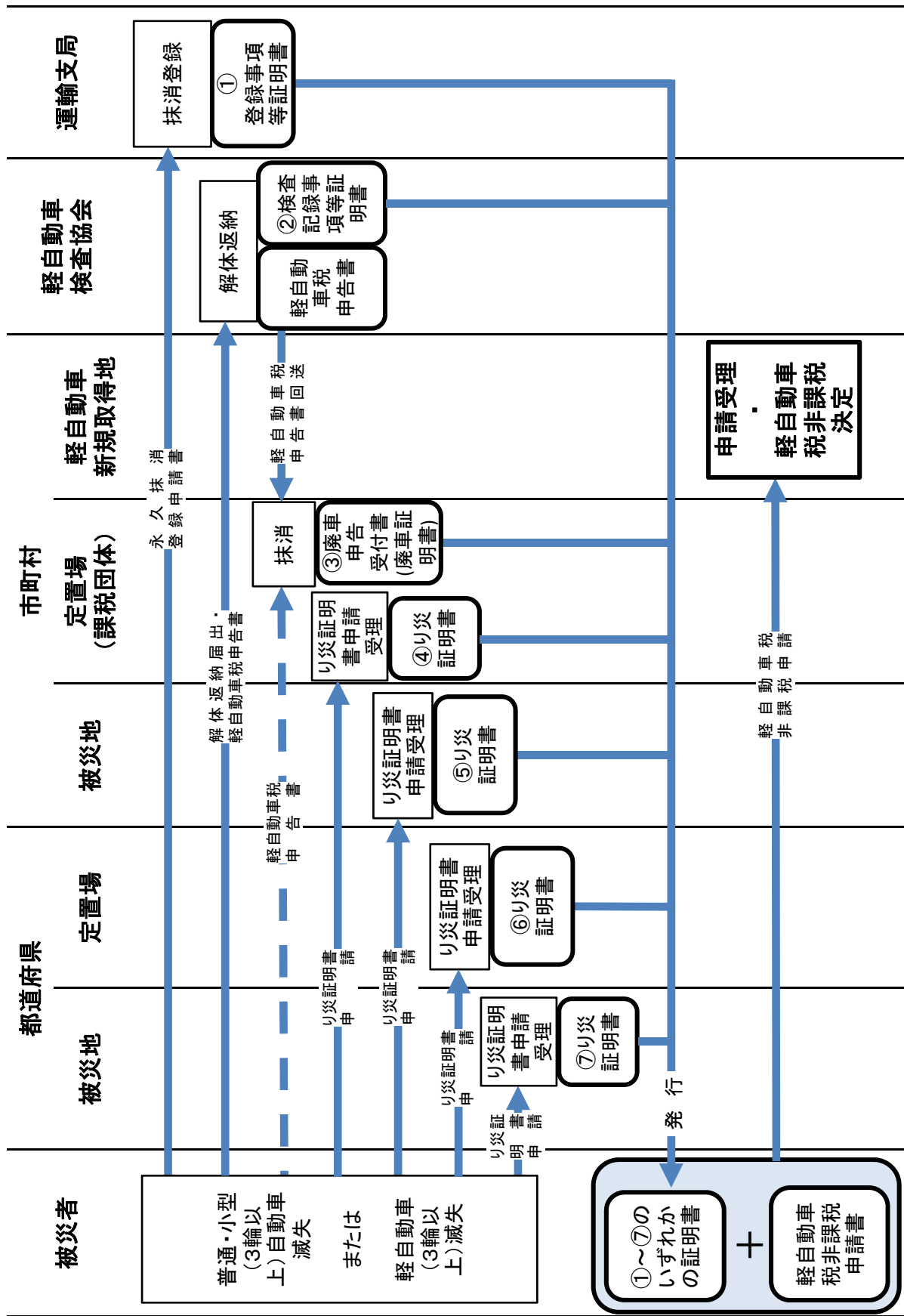
[別添資料I-3を参照。]



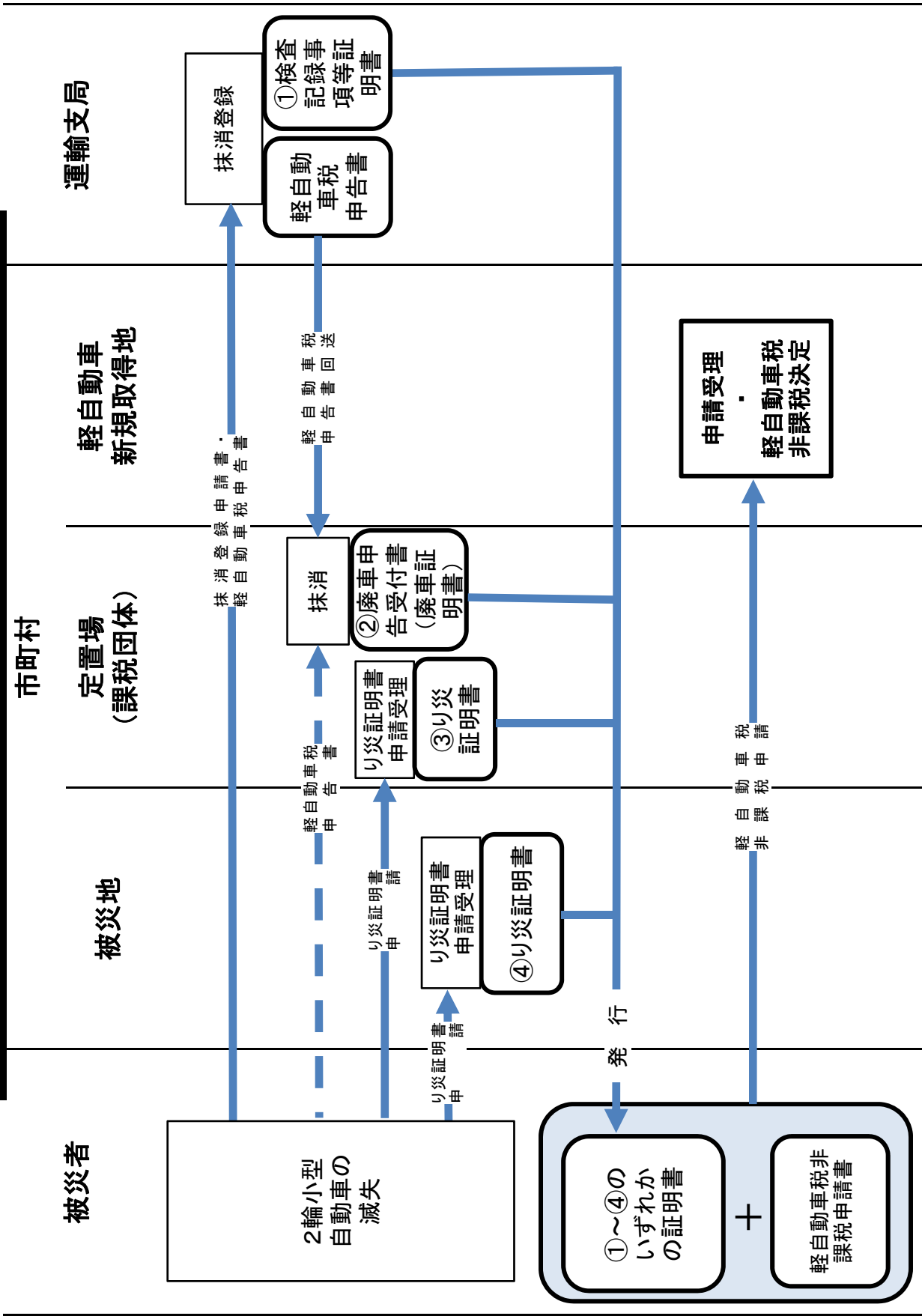
軽自動車(3輪以上)非課税手続きの流れ(その1)



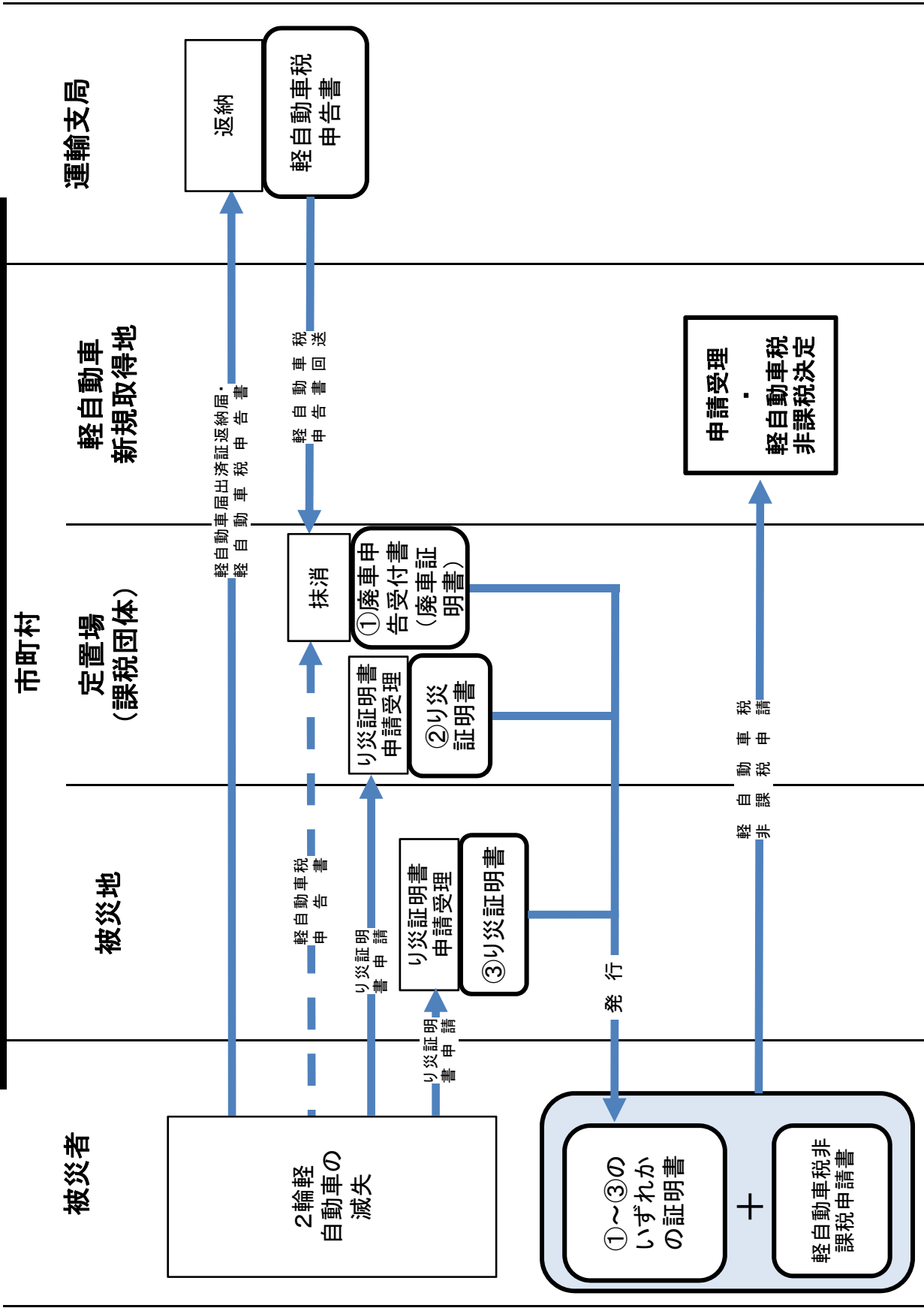
# 軽自動車(3輪以上)非課税手続きの流れ(その2)



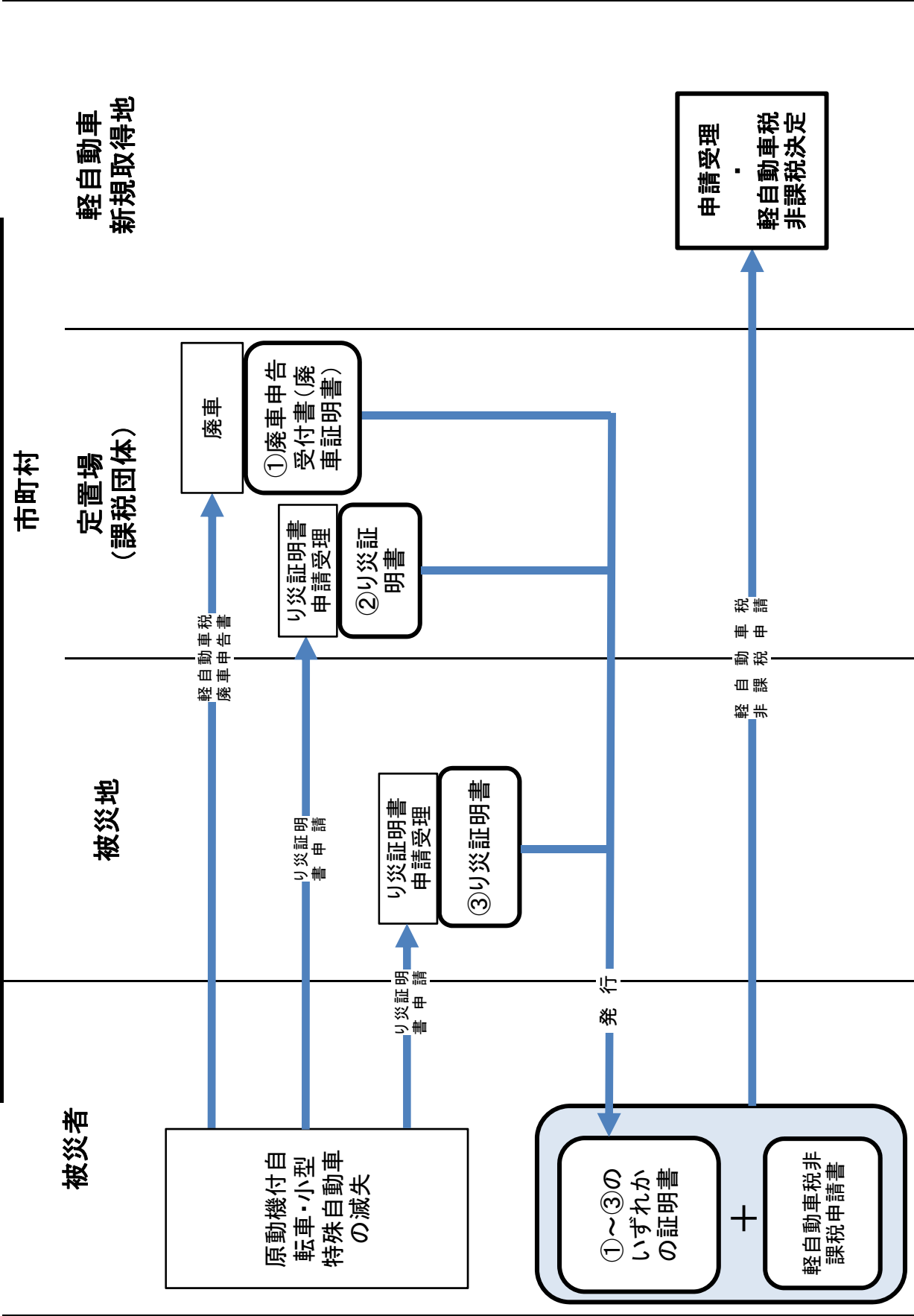
# 2輪小型自動車(250超)非課税手続きの流れ



# 2輪軽自動車(125超250以下)非課税手続きの流れ



# 原動機付自転車・小型特殊自動車非課税手続きの流れ



問2-23 主たる定置場が他の市町村に変更された場合にどのような方法で他の市町村へ伝達すればよいか。

(答)

- 主たる定置場を変更する場合には、従前の課税市町村へ連絡するようあらかじめ非課税適用者にお知らせすることが適当である。

その上で、今回交付を依頼している非課税証明書を変更後の主たる定置場所在地の市町村へ送付するあるいは非課税適用者へ交付して当該市町村への申告の際に添付してもらう等の方法が考えられる。

問2-24 被災代替小型特殊自動車及び被災代替原動機付自転車に係る非課税証明書はいつ交付すればよいか。

(答)

- 被災代替小型特殊自動車及び被災代替原動機付自転車が対象となる法人税に係る被災代替資産等の特別償却制度に関し、軽自動車税の非課税証明書の交付を求められることがあるが、当該非課税証明書は、賦課期日に関係なく、求められた時に交付して差し支えない。

[東日本大震災（原子力災害）における自動車関係に係る特例措置の概要について]

問2-25 東日本大震災（原子力災害）における自動車関係に係る特例措置の概要はどのようなものか。

(答)

- 原子力発電所の事故による災害に対処するための自動車関係に係る特例措置の概要は以下のとおりである。
- 警戒区域内にある自動車を永久抹消登録等した場合には、3月11日に遡って自動車税又は軽自動車税の課税客体ではなかったものとみなす特例を講ずることとした。
- また、警戒区域内にある自動車でも永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合について、
  - ① 平成23年3月11日から平成26年3月31日までに代替取得した場合には自動車取得税を非課税とし、
  - ② 平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税又は軽自動車税を非課税とすることとした。

[自動車税・軽自動車税における警戒区域内にある自動車に係る特例措置について]

<共通事項>

問2-26 対象区域内用途廃止等自動車とはいかなる自動車か。

(答)

- 別添資料Ⅱ-1「対象区域内用途廃止等自動車について」を参照。

問2-27 警戒区域内にある自動車が対象区域内用途廃止等自動車となるための要件として、自動車リサイクル法（「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）をいう。以下同じ。）の対象となる自動車については、警戒区域設定指示の解除又は一時立入りによる自動車の持出しから『2月以内』に、用途の廃止又は引取業者への引渡しが行われることとされているが、いかなる考え方に基づいて2月以内とするのか。

また、解体までの期間とせずに、引取業者への引渡しまでの期間を定める理由は何か。

(答)

- （『2月以内』とする考え方については、）警戒区域設定指示の解除又は一時立入りによる自動車の持出しの後、自動車の状況を確認した上で使用するか否かを被災者が判断したいと考える場合があることなどを考慮して、解除又は持出しから2月以内とした。
- （引取業者への引渡しまでの期間を定める理由については、）解体については解体業者によって行われるものであり、特例措置の手続きを行う者の関与し得ない事情によって手続きに要する期間が定められることは適当ではないことなどを考慮して、解体の前段階に当たる引取業者への引渡しまでの期間を法律で規定することとしたもの。

問2-28 警戒区域内にある自動車が対象区域内用途廃止等自動車となるための要件として、自動車リサイクル法の対象となる自動車以外の自動車については、警戒区域設定指示の解除又は一時立入りによる自動車の持出しから2月以内に用途の廃止又は9月以内に解体が行われることとされているが、同法の対象外の自動車としては、どのような自動車が該当するのか。

(答)

- 自動車リサイクル法の対象となる自動車以外の自動車としては、被けん引車（タンクローリー車やキャンピングカー、ボートトレーラー等においてけん引される自動車）が挙げられる。

問2-29 警戒区域内にある自動車であって、永久抹消登録等がなされないものについては、今回の立法による特例措置の対象とされていないが、何らの措置も講じられないのか。

また、計画的避難区域や緊急時避難準備区域にある自動車についても、同様に今回の立法による特例措置の対象とはされていないが、何らの措置も講じられないのか。

(答)

- 永久抹消登録等が行われない警戒区域内の自動車については、地方団体において個別に実態を確認した上で、避難指示等により自動車を使用できない期間に応じ、法第162条の規定に基づき条例で定めるところにより減免するなど、適切に対応していただきたい（「東日本大震災（原子力災害）に係る地方税の取扱い等について」（平成23年8月12日付け総税企第103号）を参照）。

このほか、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案の上、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することも可能である（「東日本大震災（原子力災害）に係る地方税の取扱い等について」（平成23年8月12日付け総税企第103号）を参照）。

- また、「計画的避難区域」や「緊急時避難準備区域」など、警戒区域外の自動車についても被災者の方々の個々の被害状況等を勘案した上で、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じ減免することは可能である（「東日本大震災（原子力災害）に係る地方税の取扱い等について」（平成23年8月12日付け総税企第103号）を参照）。

- 警戒区域内にある軽自動車等で自動車検査証の返納等の廃車手続きがなされない軽自動車等についても、避難指示等により軽自動車等を使用できない状況を踏まえ、法第454条の規定に基づき条例で定めるところにより減免するなど、適切に対応して頂きたい。

この場合において、軽自動車税については月割課税がないことを踏まえ、賦課期日（4月1日）現在の現況によって判断して差し支えないものである。

また、警戒区域外の軽自動車等についても、被災者の方々の個々の被害状況等を勘案し、同条の規定に基づき条例で定めるところにより必要に応じて減免することも可能である。[別添資料Ⅱ-2を参照]



(引取業者に引き渡す場合)

問2-30 引取業者に引き渡したことを証する書類とは、具体的にどのような書類か。

(答)

- 東日本大震災（原子力災害）における地方税に係る特例法に定められた期限内に引取業者への引渡しが行われたことを確認するために必要となる書類であり、具体的には、引取業者が発行する証明書等が考えられる。

(解体する場合)

問2-31 解体したことを証する書類とは、具体的にどのような書類か。

(答)

- 東日本大震災（原子力災害）における地方税に係る特例法に定められた期限内に解体したことを確認するために必要となる書類であり、具体的には、解体業者が発行する受領書、二輪車リサイクルシステムにより解体した場合に発行される受領書等が考えられる。

<自動車税関係>

問2-32 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置の適用に当たって申告する際に、どのような書類を提出すればよいか。

(答)

- 以下の1～3のケースに応じ、それぞれ、以下の書類を提出する必要がある。
- 1 警戒区域内にある自動車を用途廃止した場合：次の①及び②の書類
    - ・ 法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書 (①)
    - ・ 登録事項等証明書であって、被災車両として永久抹消登録されたことが記載されたもの (②)
  - 2 警戒区域設定指示が解除された後に用途を廃止し又は解体した場合
    - (1) 用途の廃止をした場合：①及び②の書類
    - (2) 解体した場合：①及び②の書類のほか、引取証明書又は自動車リサイクル法の対象でない自動車の場合には解体証明書 (③)
  - 3 警戒区域設定指示が解除される前に警戒区域外に持ち出した自動車について、用途を廃止し又は解体した場合
    - (1) 用途の廃止をした場合：①及び②の書類のほか、持ち出した日を証する書類 (④)
    - (2) 解体した場合：上述の①から④のすべての書類

なお④の書類については、例えば、原子力災害現地対策本部が警戒区域への一時立入りの際に配布している「持ち出し車両確認表」を活用することなどもできるが、これに限定されるものではなく、自動車の持出しの状況等を勘案して、持ち出した日、当該自動車の自動車登録番号、申告者の氏名(名称)等を記載した申立書等、道府県知事が適当と認める書類によっても代えることができる。
- 提出書類の一覧については別添資料Ⅱ-3、手続きの流れについては別添資料Ⅱ-4をそれぞれ、参照。

問2-33 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置の適用に当たって申告する際の申告書について、様式は定められるのか。

(答)

- 当該申告に際して提出いただく必要のある書類について、地方税法において特段の様式は規定していないが、参考として様式の例を別途、お示しすること(「東日本大震災(原子力災害)に係る自動車取得税等の取扱い等について」(平成23年8月12日付け総務省令第32号・総務省令第48号、以下「原子力災害関連通知」という。)第1. 1. (2))から、各都道府県の実情に応じて対応していただきたい。

(参考) 問2-11

問 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際の書類について、様式は定められるのか。

(答) 非課税措置の申請に際して提出いただく必要のある書類について、地方税法において特段の様式は規定していないが、特例を受けたい旨の書類について、参考

として様式の例を別途、お示しすること（平成23年4月27日付け総務省自治税務局長通知「地方税法の一部改正により措置する東日本大震災への税制上の対応の取扱いについて」）から、各都道府県の実情に応じて対応していただきたい。

<軽自動車税関係>

問2-34 軽自動車税における警戒区域内の軽自動車等に係る特例措置（法附則57⑬）の適用に当たって申告する際に、どのような書類を提出すればよいか。

（答）

- 当該特例措置を受けるためには、(1)法附則第57条第13項に係る軽自動車税に関する申告書及び(2)対象区域内用途廃止等軽自動車等であることの証明書を対象区域内用途廃止等軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出して頂く必要がある。

問2-35 前問に係る答中、(2)対象区域内用途廃止等軽自動車等であることの証明書とは具体的に何を提出すればよいか。

（答）

- ① 警戒区域内の軽自動車等が軽自動車（2輪のものを除く。）である場合は、  
ア 軽自動車検査協会が発行する検査記録事項等証明書で被災車両と記載されているもの  
イ 解体した場合にあっては、  
・ 自動車リサイクル法に規定する軽自動車にあっては、引取業者に引き渡したことを証する書類  
・ それ以外の軽自動車にあっては、解体したことを証する書類  
ウ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類
- ② 警戒区域内の軽自動車等が原動機付自転車又は2輪の軽自動車である場合は、  
ア 用途を廃止した場合にあっては、用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面  
イ 解体した場合にあっては、解体したことを証する書類  
ウ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類
- ③ 警戒区域内の軽自動車等が2輪の小型自動車である場合は、  
ア 運輸支局が発行する検査記録事項等証明書で被災車両と記載されているもの  
イ 解体した場合にあっては、解体したことを証する書類  
ウ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類
- ④ 警戒区域内の軽自動車等が小型特殊自動車である場合は、  
ア 用途を廃止した場合にあっては、用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面  
イ 解体した場合にあっては、解体したことを証する書類  
ウ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類  
なお、持ち出した日を証する書類については、例えば、原子力災害現地対策本部が

警戒区域への一時立入りの際に配布している「持ち出し車両確認表」を活用することなどもできるが、これに限定されるものではなく、軽自動車等の持出しの状況等を勘案して、持ち出した日、当該軽自動車等の車両番号等、申告者の氏名（名称）等を記載した申立書等、市町村長が適当と認める書類によっても代えることができる。

申請の際に必要な書類の一覧表を別添資料Ⅱ－５のとおりお示しするので参考とされたい。

問2－36 原動機付自転車、2輪の軽自動車や小型特殊自動車には検査記録事項等証明書が交付されないが、どのように証明するのか。

（答）

- 検査記録事項等証明書が交付されない原動機付自転車、2輪の軽自動車や小型特殊自動車については、用途を廃止する場合にあっては、対象区域内軽自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを当該対象区域内用途廃止等軽自動車等の所有者等が約する書面をもって証明することとし、解体する場合にあっては、解体したことを証する書類により証明することとしている。

（用途を廃止する場合）

問2－37 用途を廃止した日とはいつか。

（答）

- 軽自動車（2輪のものを除く。）と2輪の小型自動車については、軽自動車検査協会又は運輸支局に用途の廃止を事由に届出又は自動車検査証の返納をした日である。対象区域内用途廃止等軽自動車等の主たる定置場の市町村においては、軽自動車検査協会及び運輸支局から軽自動車税申告書に届出又は申請受理の日付印が押印されて回付されてくることとなるため、これにより確認することができる。

二輪の軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車については、対象区域内軽自動車等について再使用及び譲渡しないことを約する書面、特例の申請書及び軽自動車税申告書を市町村に提出した日となる。

問2－38 原動機付自転車、2輪の軽自動車、2輪の小型自動車又は小型特殊自動車に関して2月以内に用途を廃止し又は解体することは可能なのか。

（答）

- 用途の廃止については、実質的に申請のみの手続きとなるため2月以内に十分可能と考えられる。

解体についても、2月以内であれば十分可能であると考えられる。仮に2月以内に解体できない場合、用途の廃止を事由に特例の申請をすることも可能である。

問2-39 対象区域内軽自動車等について、持出し又は警戒区域が解除されてから2月以内に主たる定置場を他の市町村に変更し、変更先の市町村で対象区域内用途廃止等軽自動車等であることが認められた場合、認定した市町村と従来の課税団体の市町村が異なることになるが、従来の課税団体である市町村に特例が認定されたことを伝達しなければならないか。

(答)

- 対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例（法附則57⑬）が適用されれば、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車等ではないとみなされるため、従来の課税団体の市町村においても必要な情報となることから、適切に情報を伝達していただきたい。

**対象区域内用途廃止等自動車について**

対象区域内用途廃止等自動車とは、以下の表１中の１～３のいずれかに該当する自動車（普通自動車、小型自動車（３輪以上）及び軽自動車（３輪以上）に限る。）であって、それぞれ、表２に掲げる自動車の区分に応じ、各手続きがなされたものをいう。

**表 1**

1	平成 23 年 3 月 11 日から継続して警戒区域内にあった自動車で、当該区域内にある間に用途を廃止したもの（法附則 52② I）
2	平成 23 年 3 月 11 日から解除される日までの間、継続して警戒区域内にあった自動車で、以下の(1)又は(2)に定めるもの
3	平成 23 年 3 月 11 日から解除される日までの間に警戒区域の外に移動させた自動車で、以下の(1)又は(2)に定めるもの
	(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）第 2 条第 1 項に規定する自動車にあつては、警戒区域設定指示の解除日又は警戒区域の外に移動させた日から 2 月以内に、用途を廃止し又は同条第 11 項に規定する引取業者に引き渡したもの（法附則 52② II イ、 III イ）
	(2) (1) 以外の自動車にあつては、警戒区域設定指示の解除日又は警戒区域の外に移動させた日から 2 月以内に用途を廃止し、又は 9 月以内に解体したもの（法附則 52② II ロ、 III ロ）

**表 2**

1	普通自動車及び小型自動車（二輪のものを除く。）	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 15 条に規定する永久抹消登録がされたもの又は同法第 16 条第 2 項に規定する届出がされたもの
2	軽自動車（二輪のものを除く。）	道路運送車両法第 69 条の 2 第 1 項に規定する届出がされたもの

## 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について

対象区域内用途廃止等二輪自動車等とは、以下の表1中の1～3のいずれかに該当する自動車であって、それぞれ、表2に掲げる自動車の区分に応じ、各手続きがなされたものをいう。

表1

1	平成23年3月11日から継続して警戒区域内にあった原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「二輪自動車等」という。）で、当該区域内にある間に用途を廃止したもの（法附則57⑥Ⅰ）
2	平成23年3月11日から解除される日までの間、継続して警戒区域内にあった二輪自動車等で、警戒区域設定指示の解除日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの（法附則57⑥Ⅱ）
3	平成23年3月11日から解除される日までの間に警戒区域の外に移動させた二輪自動車等で、警戒区域の外に移動させた日から2月以内に用途を廃止し又は解体したもの（法附則57⑥Ⅲ）

表2

1	原動機付自転車	地方税法第447条第1項に規定による申告書又は報告書が提出されたもの
2	二輪の軽自動車	軽自動車届出済証（道路運送車両法第97条の3第1項の規定により届け出たことを証する書類をいう。）が地方運輸局長等に返納されたもの
3	二輪の小型自動車	道路運送車両法第69条第1項に規定する自動車検査証の返納がされたもの

## 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について

対象区域内用途廃止等小型特殊自動車とは、以下の表 1 中の 1～3 のいずれかに該当する自動車であって、それぞれ、表 2 に掲げる自動車の区分に応じ、各手続きがなされたものをいう。

**表 1**

1 平成 23 年 3 月 11 日から継続して警戒区域内にあった小型特殊自動車で、当該区域内にある間に用途を廃止したもの（法附則 57⑧ I）
2 平成 23 年 3 月 11 日から解除される日までの間、継続して警戒区域内にあった小型特殊自動車で、警戒区域設定指示の解除日から 2 月以内に用途を廃止し又は解体したもの（法附則 57⑧ II）
3 平成 23 年 3 月 11 日から解除される日までの間に警戒区域の外に移動させた小型特殊自動車で、警戒区域の外に移動させた日から 2 月以内に用途を廃止し又は解体したもの（法附則 57⑧ III）

**表 2**

小型特殊自動車	地方税法第 447 条第 1 項に規定による申告書又は報告書が提出されたもの
---------	--



警戒区域等にある自動車等に対する自動車取得税・自動車税等の扱い

	自動車の状態	自動車税・軽自動車税の扱い  (平成23年4月から抹消登録日を含む月までの間について) <u>非課税(立法措置)</u>	代替自動車に対する自動車取得税、自動車税・軽自動車税の扱い  <u>非課税等(立法措置)</u> (自動車税・軽自動車税は最大3年度分)
警戒区域	永久抹消登録等がされた場合(注1)  その他 ・一時立入りによる自動車の持出し後、一定期間内に永久抹消登録等がされない場合 ・永久抹消登録されず、使用されていない場合等	条例に基づく減免措置  避難指示等により自動車を使用できない期間に応じた減免措置(注2)	原則として課税
計画的避難区域・緊急時避難準備区域等	使用されていない場合等	被災者の被害状況一般に着目した減免措置	

(別添資料Ⅱ-2)

(注1) 「用途廃止」を原因とする永久抹消登録等の特例(本人申立て)については、警戒区域を対象としている。  
 また、当該特例に係る各運輸局等宛ての通知は、平成23年6月9日、13日及び15日付けで国土交通省等より発出。

(注2) 軽自動車税については、月割課税をしていないため、各年度の4月1日現況で判断。

自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置・  
自動車取得税における代替自動車に係る特例措置について

ケース	自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置に関する提出書類	自動車取得税における代替自動車に係る特例措置に関する提出書類
警戒区域内にある自動車を用途廃止した場合 (法附則52②Ⅰ)	① 法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書	① 自動車取得税非課税申請書(法附則52②に係る非課税の申請の場合)又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書(法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合)
警戒区域解除後2カ月以内に用途廃止した場合 (法附則52②Ⅱイ・ロ)	② 登録事項等証明書(被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの)	② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類 (ア) 法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書 (イ) 左欄の②の書類 (ウ) 法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書 (エ) 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記載されたことが記載されたもの)であって、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)
警戒区域解除後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合(法附則52②Ⅱイ)【注1】	① 法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書 ② 登録事項等証明書(被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの) ③ 引取証明書【注2】	① 自動車取得税非課税申請書(法附則52②に係る非課税の申請の場合)又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書(法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合) ② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類 (ア) 法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書 (イ) 左欄の②及び③の書類 (ウ) 法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書 (エ) 検査記録事項等証明書(被災車両として軽自動車検査ファイルに記載されたことが記載されたもの)及び左欄の③の書類

※注1、2の各注に関し、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外の自動車については、以下のとおり読み替える。

【注1】「警戒区域解除後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合(法附則52②Ⅱイ)」→「警戒区域解除後9カ月以内に解体した場合(法附則52②Ⅱロ)」

【注2】「③引取証明書」→「③解体証明書」

自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置・

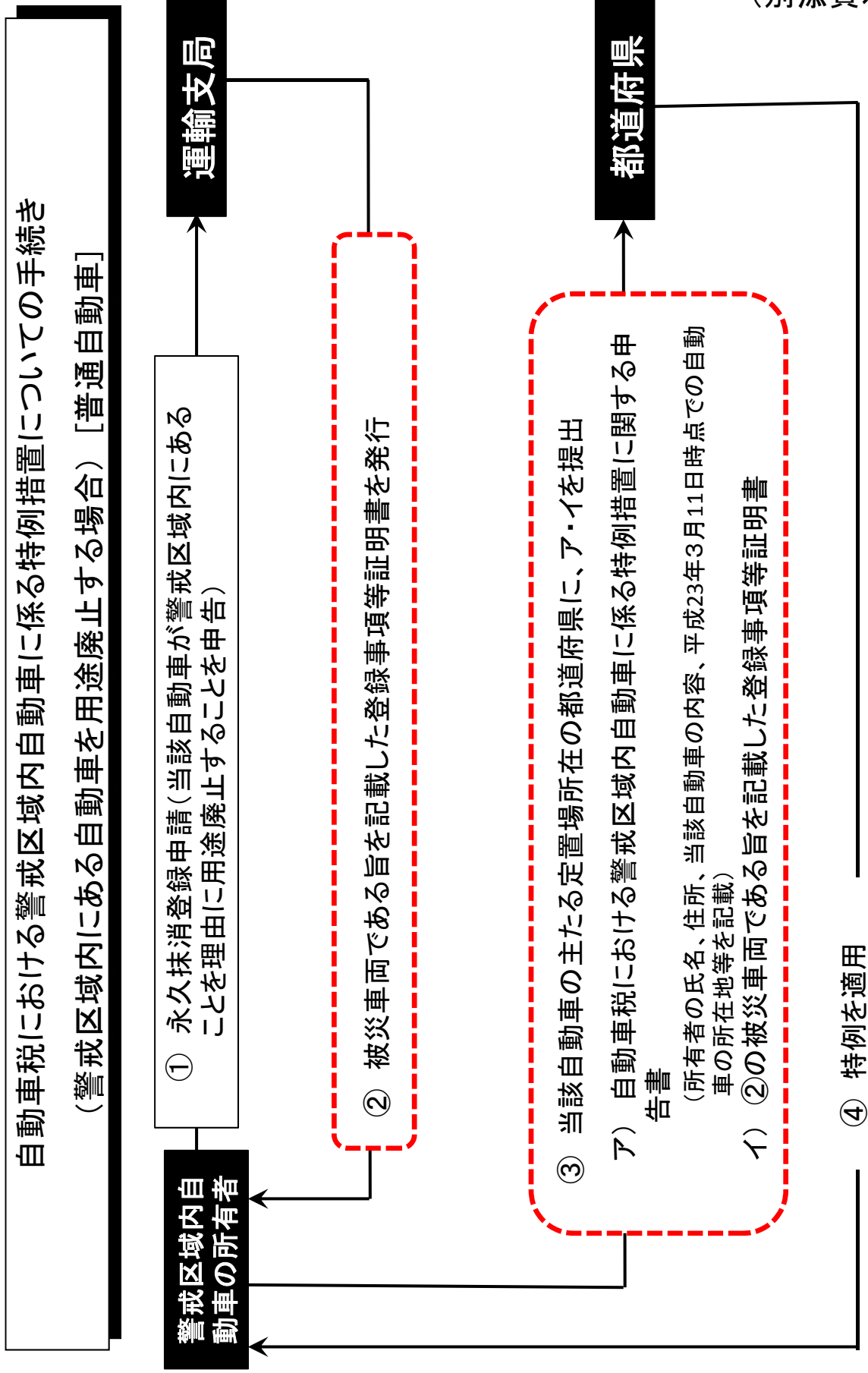
自動車取得税における代替自動車に係る特例措置について

ケース	自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置に関する提出書類	自動車取得税における代替自動車に係る特例措置に関する提出書類
<p>持出後2カ月以内に用途廃止した場合（法附則52②Ⅲイ・ロ）</p>	<p>① 法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書</p> <p>② 登録事項等証明書（被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの）</p> <p>③ 持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類</p>	<p>① 自動車取得税非課税申請書（法附則52②に係る非課税の申請の場合）又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書（法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合）</p> <p>② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類</p> <p>(ア) 法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書</p> <p>(イ) 左欄の②及び③の書類</p> <p>(ウ) 法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書</p> <p>(エ) 検査記録事項等証明書（被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの）であって、用途を廃止した日が記載されたもの（いわゆる詳細証明）及び左欄の③の書類</p>
<p>持出後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合（法附則52②Ⅲイ）【注3】</p>	<p>① 法附則第54条第7項に係る自動車税に関する申告書</p> <p>② 登録事項等証明書（被災車両として抹消登録されたことが記載されたもの）</p> <p>③ 引取証明書【注2】</p> <p>④ 持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類</p>	<p>① 自動車取得税非課税申請書（法附則52②に係る非課税の申請の場合）又は自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書（法附則52③に係る納税義務の免除の申請の場合）</p> <p>② 普通自動車については次の(ア)又は(イ)のいずれかの書類、軽自動車については次の(ウ)又は(エ)のいずれかの書類</p> <p>(ア) 法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書</p> <p>(イ) 左欄の②、③及び④の書類</p> <p>(ウ) 法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書</p> <p>(エ) 検査記録事項等証明書（被災車両として軽自動車検査ファイルに記録されたことが記載されたもの）、左欄の③及び④の書類</p>

※注2、3の各注に関し、使用済自動車の再資源化等に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外の自動車については、以下のとおり読み替える。

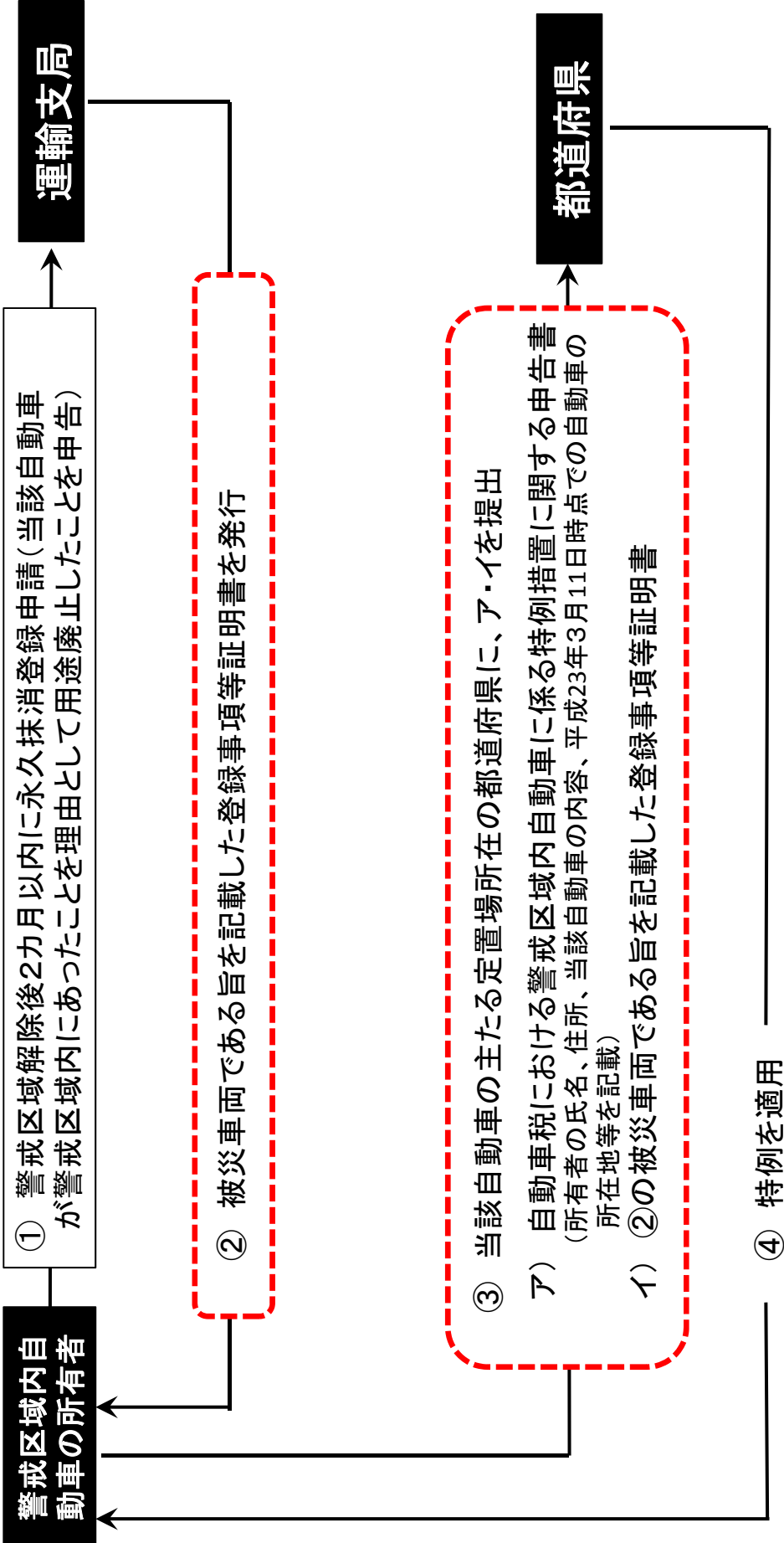
【注2】「③引取証明書」→「③解体証明書」

【注3】「持出後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合（法附則52②Ⅲイ）」→「持出後9カ月以内に解体した場合（法附則52②Ⅲロ）」



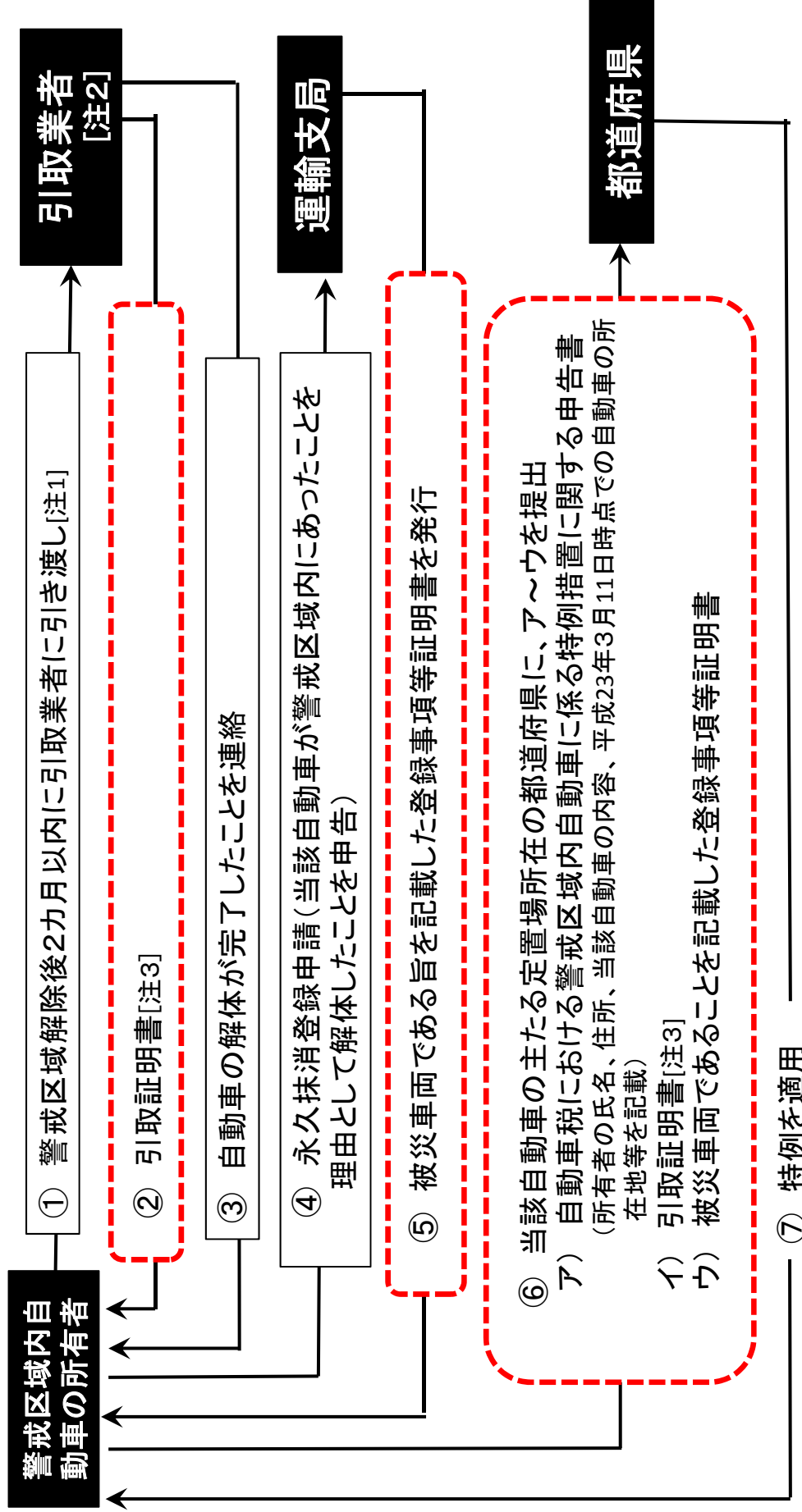
# 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置についての手続き

(警戒区域解除後に用途を廃止する場合) [普通自動車]



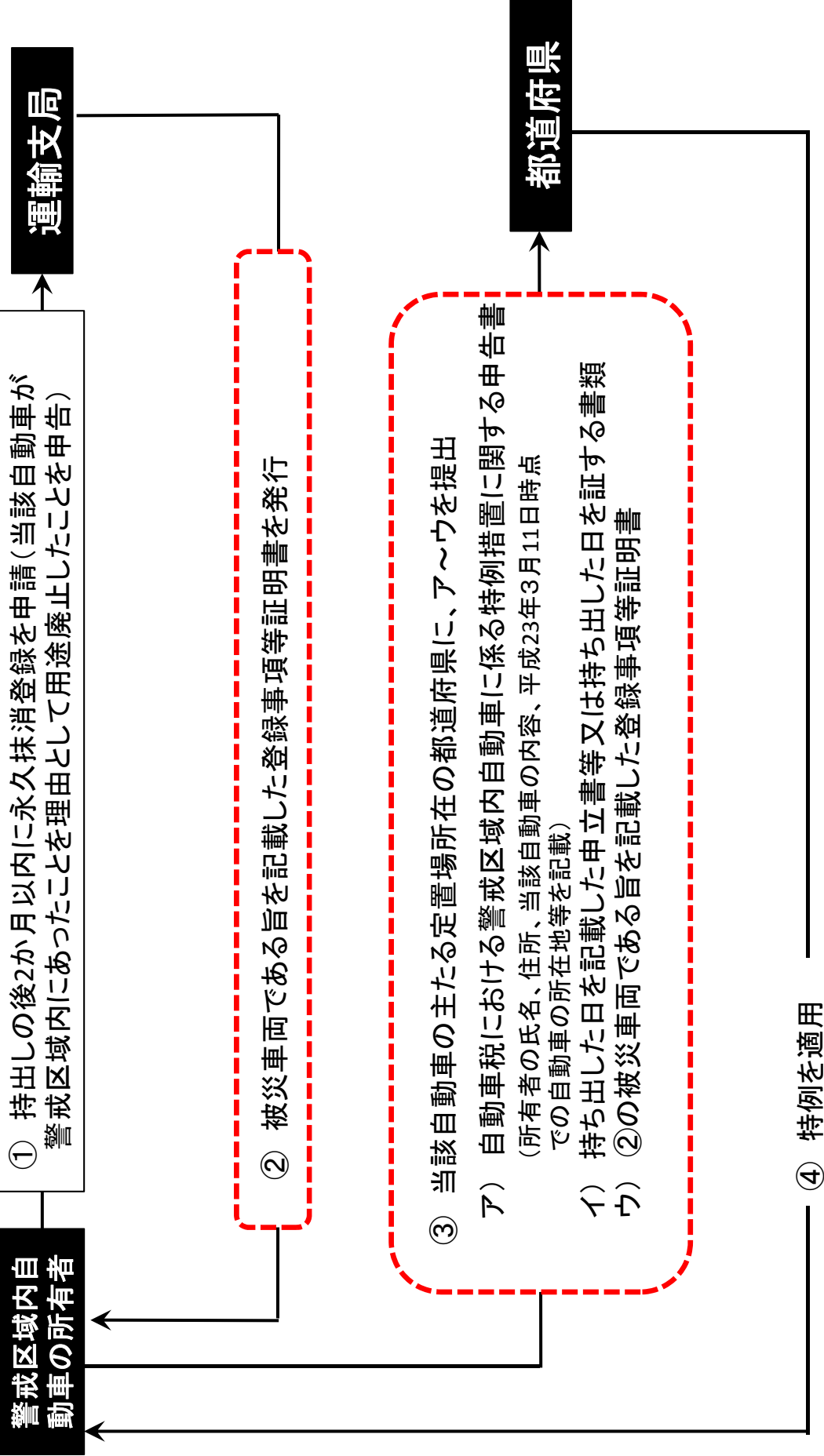
# 自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置についての手続き

(警戒区域解除後に引取業者に引き渡す場合)[普通自動車]

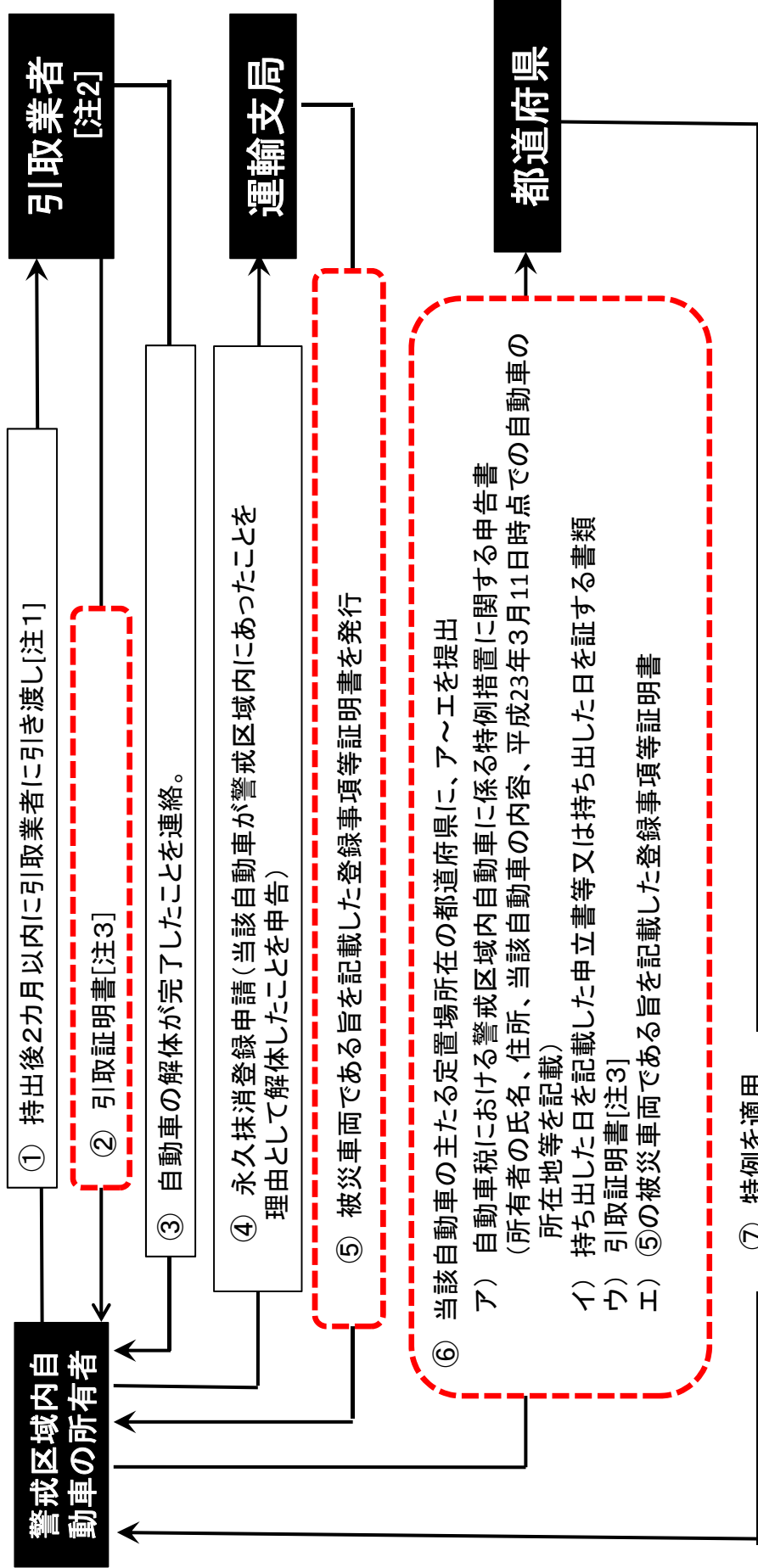


※各注に関し、使用済自動車の再資源化に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外の自動車については、以下の通り読み替えるとともに、上記③の手続きは省略。  
 [注1]「警戒区域解除後2カ月以内に引取業者に引き渡し」→「警戒区域解除後解体を依頼」  
 [注2]「引取業者」→「解体業者」  
 [注3]「引取証明書」→「解体証明書」(警戒区域解除後9ヶ月以内に解体)

自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置についての手続き  
(一時立入りによる持出しの後に用途を廃止する場合)[普通自動車]



自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置についての手続き  
 (一時立入りによる持出しの後引取業者に引き渡す場合)[普通自動車]



※各注に関し、使用済自動車の再資源化に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外の自動車については、以下の通り読み替えるとともに、③の手続きは省略。

[注1]「持出後2カ月以内に引取業者に引き渡し」→「持出後解体を依頼」

[注2]「引取業者」→「解体業者」

[注3]「引取証明書」→「解体証明書」(持出後9ヶ月以内に解体)



対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例・代替軽自動車等の特例に関する書類等

車両の区分	場合分け	対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例		代替軽自動車等の特例
		期限	提出書類	提出書類
普通自動車 ・ 二輪を除く 軽自動車 (被けん引車 等を除く)	警戒区域内にある自動車を用途廃止する場合 (法附則52②Ⅰ・ 法附則57④Ⅰ)	—	—	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②の書類(ただし、検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則52②Ⅱイ・ 法附則57④Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に永久抹消登録又は届出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②及び③の書類
	警戒区域解除後、引取業者に引き渡す場合 (法附則52②Ⅱイ・ 法附則57④Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に引取業者に引き渡し	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの) ③引取証明書	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②及び③の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則52②Ⅲイ・ 法附則57④Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に永久抹消登録又は届出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの) ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②及び③の書類(ただし、②の検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	持出後、引取業者に引き渡す場合 (法附則52②Ⅲイ・ 法附則57④Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に引取業者に引き渡し	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの) ③引取証明書 ④持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②、③及び④の書類
被けん引車等の 普通自動車・ 軽自動車	警戒区域内にある自動車を用途廃止する場合 (法附則52②Ⅰ・ 法附則57④Ⅰ)	—	—	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②の書類(ただし、検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則52②Ⅱロ・ 法附則57④Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に永久抹消登録又は届出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②及び③の書類
	警戒区域解除後、解体する場合 (法附則52②Ⅱロ・ 法附則57④Ⅱ)	警戒区域解除後、9ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②及び③の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則52②Ⅲロ・ 法附則57④Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に永久抹消登録又は届出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの) ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②及び③の書類(ただし、②の検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	持出後、解体する場合 (法附則52②Ⅲロ・ 法附則57④Ⅲ)	持出後、9ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書 (被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類 ④持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)~(エ)のいずれかの書類 (ア)法附則第54条7項による自動車税の特例が適用になった旨の証明書 (イ)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (ウ)自動車取得税非課税(納税義務免除)証明書 (エ)左欄の②、③及び④の書類

対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例・代替軽自動車等の特例に関する書類等

車両の区分	場合分け	対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例		代替軽自動車等の特例
		期限	提出書類	提出書類
二輪の 小型自動車	警戒区域内にある自動車を用用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅰ)	—	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの)	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類(ただし、検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に車検証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類
	警戒区域解除後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に車検証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替車両非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類(ただし、②の検査記録事項等証明書については、用途を廃止した日が記載されているもの(いわゆる詳細証明)に限る。)
	持出後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②検査記録事項等証明書(被災車両と記載されたもの) ③解体したことを証する書類 ④持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②、③及び④の書類
二輪の 軽自動車	警戒区域内にある自動車を用用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅰ)	—	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類
	警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に届出済証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類
	警戒区域解除後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止を事由に届出済証返納	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書 ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類
	持出後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②解体したことを証する書類 ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類
原動機付 自転車・ 小型特殊 自動車	警戒区域内にある自動車を用用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅰ・法附則57⑧Ⅰ)	—	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類
	警戒区域解除後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅱ・法附則57⑧Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に用途廃止した旨の申告書提出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類
	警戒区域解除後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅱ・法附則57⑧Ⅱ)	警戒区域解除後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②解体したことを証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②の書類
	持出後、用途廃止する場合 (法附則57⑥Ⅲ・法附則57⑧Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に用途廃止した旨の申告書提出	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②再使用及び譲渡しない旨の誓約書 ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類
	持出後、解体する場合 (法附則57⑥Ⅲ・法附則57⑧Ⅲ)	持出後、2ヶ月以内に解体	①対象区域内用途廃止等軽自動車等申告書 ②解体したことを証する書類 ③持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類	①代替軽自動車等非課税(納税義務免除)申請書 ②次の(ア)、(イ)のいずれかの書類 (ア)対象区域内用途廃止等軽自動車等証明書 (イ)左欄の②及び③の書類

※上記のほか、軽自動車税申告書を提出する必要があるが、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、軽自動車税申告書の提出が要件とされていることに注意。

[代替自動車に係る自動車取得税、自動車税・軽自動車税の特例措置関係]

<共通事項>

問2-40 先に警戒区域外の自動車を取得した後で、警戒区域内の自動車について用途の廃止を事由とした永久抹消登録等を行った場合も、特例の対象となるのか。

(答)

○ お見込みの通り。

問2-41 代替自動車に係る自動車取得税の特例措置及び自動車税・軽自動車税の特例措置のいずれも、代替自動車は新車、中古車を問わないという理解でよいか。

(答)

○ 問2-2に関する(答)と同様である。

問2-42 自動車取得税の特例措置に係る代替自動車について、乗用車から貨物車に買い換える場合は対象となるのか。

(答)

○ 問2-5に関する(答)と同様である。

問2-43 被代替自動車の所有者と代替自動車の所有者が一致する場合のみが対象か。相続人は対象となっていないのか。

(答)

○ 問2-8に関する(答)と同様である。

問2-44 代替自動車に係る自動車取得税の特例措置の申請について、ディーラー等が代行できるのか。また、代行できるとする場合に、委任状は必要か。

(答)

○ 問2-15に関する(答)と同様である。

問2-45 複数台の自動車が警戒区域設定指示区域内にあり、対象区域内用途廃止等自動車に該当する場合、当該自動車の台数と同数の代替自動車の取得について、自動車取得税の特例措置が受けられるのか。

(答)

○ 問2-17に関する(答)と同様である。

<自動車取得税・自動車税関係>

問2-46 取得価額が50万円以下である中古車についても、今回の自動車取得税の特例措置の申請をする必要があるのか。

(答)

- 問2-3に関する(答)と同様である。

問2-47 自動車取得税の特例措置に係る代替自動車について、軽自動車(3輪以上)から普通自動車又は小型自動車(3輪以上)に買い換える場合は対象となるのか。

(答)

- 問2-4に関する(答)と同様である。

問2-48 自動車取得税及び自動車税について、例えば、被代替自動車が軽自動車(2輪)である場合で、代替自動車が普通自動車の場合は特例措置の対象とならないとの理解でよいか。

(答)

- 問2-6に関する(答)と同様である。

問2-49 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。

(答)

- 以下の1又は2のケースに応じ、それぞれ、以下の書類を提出する必要がある。
- 1 警戒区域内の自動車に係る自動車税の特例を受けた場合  
法附則第54条第7項の規定による自動車税の特例の適用に関する証明書又は法附則第57条第13項の規定による軽自動車税の特例の適用に関する証明書
  - 2 1以外の場合
    - (1) 警戒区域内にある自動車を用途廃止した場合：次の①及び②の書類
      - ・ 自動車取得税非課税申請書(①)
      - ・ 登録事項等証明書であって、被災車両として永久抹消登録されたことが記載されたもの又は検査記録事項等証明書であって、被災車両として届出がされたことが記載されたもの(用途を廃止した場合にあっては用途を廃止した日の記載がされたものに限る。)(②)
    - (2) 警戒区域設定指示が解除された後に用途を廃止し又は解体した場合
      - ア 用途の廃止をした場合：①及び②の書類
      - イ 解体した場合：①及び②の書類のほか、引取証明書又は自動車リサイクル法の対象でない自動車の場合は解体証明書(③)
    - (3) 警戒区域設定指示が解除される前に警戒区域外に持ち出した自動車を用途を廃止し又は解体した場合

ア 用途の廃止をした場合：①及び②の書類のほか、持ち出した日を証する書類  
(④)

イ 解体した場合：上述の①から④のすべての書類

なお④の書類については、例えば、原子力災害現地対策本部が警戒区域への一時立入りの際に配布している「持ち出し車両確認表」を活用することなどできるが、これに限定されるものではなく、自動車の持出しの状況等を勘案して、持ち出した日、当該自動車の自動車登録番号、申請者の氏名（名称）等を記載した申立書等、道府県知事が適当と認める書類によっても代えることができる。

- 提出書類の一覧については別添資料Ⅱ－３、手続きの流れについては別添資料Ⅱ－６をそれぞれ、参照。

問２－５０ 代替自動車に係る自動車取得税の納税義務の免除措置について適用を受けようとする際に、どのような書類を提出すればよいか。

(答)

- 上記問２－４９の(答)における「自動車取得税非課税申請書」を「自動車取得税に係る納税義務の免除に関する申請書」に置き換えた書類に同じ。[別添資料Ⅱ－３、別添資料Ⅱ－６を参照]

問２－５１ 代替自動車に係る自動車取得税の特例措置を申請する際の書類について、様式は定められるのか。

(答)

- 当該特例措置の申請に際して提出いただく必要のある書類について、地方税法において特段の様式は規定していないが、特例を受けたい旨の書類について、参考として様式の例を別途、お示しすること（原子力災害関連通知第３．１．(２)イ又は第３．２．(２)イ）から、各都道府県の実情に応じて対応していただきたい。

(参考) 問２－１１

問 代替自動車に係る自動車取得税の非課税措置を申請する際の書類について、様式は定められるのか。

(答) 非課税措置の申請に際して提出いただく必要のある書類について、地方税法において特段の様式は規定していないが、特例を受けたい旨の書類について、参考として様式の例を別途、お示しすること（平成２３年４月２７日付け総務省自治税務局長通知「地方税法の一部改正により措置する東日本大震災への税制上の対応の取扱いについて」）から、各都道府県の実情に応じて対応していただきたい。

<軽自動車税関係>

問2-52 軽自動車税については、

- (1) 普通自動車、小型自動車（2輪ものを除く。）又は軽自動車（2輪ものを除く。）から軽自動車（2輪ものを除く。）に買い換える場合
  - (2) 2輪の小型自動車、2輪の軽自動車又は原動機付自転車から2輪の小型自動車、2輪の軽自動車又は原動機付自転車に買い換える場合
  - (3) 小型特殊自動車から小型特殊自動車に買い替える場合
- にそれぞれ、非課税の対象となるとのことだが、これら（1）～（3）以外の買い替えの場合は非課税措置の対象とならないとの理解でよいか。

（答）

- 問2-7に関する（答）と同様である。

問2-53 代替軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置を申請する際に、どのような書類を提出すればよいか。

（答）

- 当該特例措置を受けるためには、(1) 当該特例措置を受けたい旨の申請書及び(2) 対象区域内用途廃止等軽自動車等であることの証明書を代替軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出して頂く必要がある。

問2-54 前問に係る答中、(2)対象区域内用途廃止等軽自動車等であることの証明書とは具体的に何を提出すればよいか。

(答)

- ① 自動車・軽自動車（2輪のものを除く。）を軽自動車（2輪のものを除く。）に買い換える場合は、以下のいずれかの書類
- ア 自動車取得税非課税の特例（法附則52②③）の適用を受けたことを道府県知事が証する書類
  - イ 対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった（法附則54⑦）ことを道府県知事が証する書類
  - ウ 対象区域内用途廃止等軽自動車に該当することとなった（法附則57⑬）ことを市町村長が証する書類
  - エ
    - ・ 運輸支局が発行する登録事項等証明書で被災車両と記載されているもの又は軽自動車検査協会が発行する検査記録事項等証明書で被災車両と記載されているもの（用途を廃止した場合にあっては、用途の廃止をした日が記載されたもの（いわゆる詳細証明））
    - ・ 解体した場合にあっては、
      - (1) 自動車リサイクル法に規定する自動車にあっては、引取業者に引き渡したことを証する書類
      - (2) それ以外の自動車にあっては、解体したことを証する書類
    - ・ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類
- ② 原動機付自転車、2輪の軽自動車を原動機付自転車、2輪の軽自動車に買い換える場合は、以下のいずれかの書類
- ア 対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなった（法附則57⑬）ことを市町村長が証する書類
  - イ
    - ・ 用途を廃止した場合にあっては、用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面
    - ・ 解体した場合にあっては、解体したことを証する書類
    - ・ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類
- ③ 2輪の小型自動車を2輪の小型自動車に買い換える場合は、以下のいずれかの書類
- ア 対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなった（法附則57⑬）ことを市町村長が証する書類
  - イ
    - ・ 運輸支局が発行する検査記録事項等証明書で被災車両と記載されているもの（用途を廃止した場合にあっては、用途を廃止した日が記載されたもの（いわゆる詳細証明））
    - ・ 解体した場合にあっては、解体したことを証する書類
    - ・ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類
- ④ 小型特殊自動車を小型特殊自動車に買い換える場合は、以下のいずれかの書類

ア 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなった（法附則57⑬）ことを市町村長が証する書類

イ

- ・ 用途を廃止する場合にあっては、用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面
- ・ 解体した場合にあっては、解体したことを証する書類
- ・ 警戒区域から持ち出した場合にあっては、持ち出した日を証する書類

なお、持ち出した日を証する書類については、例えば、原子力災害現地対策本部が警戒区域への一時立入りの際に配布している「持ち出し車両確認表」を活用することなどもできるが、これに限定されるものではなく、軽自動車等の持出しの状況等を勘案して、持ち出した日、当該軽自動車等の車両番号等、申請者の氏名（名称）等を記載した申立書等、市町村長が適当と認める書類によっても代えることができる。

申請の際に必要な書類の一覧表及び手続きの流れを別添資料Ⅱ-5及び別添資料Ⅱ-7のとおりお示しするので参考とされたい。

問2-55 軽自動車（二輪のものを除く。）と二輪の小型自動車について、検査記録事項等証明書で用途を廃止した日が記載されたものを提出することとされているが具体的に何を指すのか。また用途を廃止した日が記載されたものの提出を求めるのはなぜか。

（答）

- 検査記録事項等証明書（いわゆる現在記録）には、用途の廃止を事由とした届出の日又は自動車検査証の返納がされた日が記載されないため、例えば、代替軽自動車等と対象区域内用途廃止等軽自動車等の主たる定置場の市町村が異なる場合には、期限内に用途の廃止が行われたかどうか当該証明書では確認できない。そのため、検査記録事項等証明書で過去の履歴が記載されているもの（いわゆる詳細証明）を提出してもらうことにより、用途を廃止した日を確認することとなる。

なお、このような場合には、特段の理由がなければ対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった（法附則57⑬）ことを市町村長が証する書類を提出してもらうことが合理的である。

問2-56 代替取得した軽自動車等について、主たる定置場が他の市町村に変更された場合にどのような方法で他の市町村へ伝達すればよいか。

（答）

- 問2-23に関する（答）と同様である。



自動車取得税における代替自動車に係る特例措置の申請手続き

(自動車税又は軽自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置についての申告を行う場合)

警戒区域内自動車・軽自動車  
(二輪のものを除く)の所有者

① 警戒区域内自動車等について永久抹消登録申請又は自動車検査証の返納(当該自動車警戒区域内にあったことを理由として用途廃止等をしたことを申告)

② 被災車両である旨を記載した登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書を発行

③ 自動車税又は軽自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置の適用があったことについて、証明書の発行を申請

④ 特例の適用があったことを証する書類を発行

⑤ 代替自動車の主たる定置場所の都道府県に、ア及びイを提出。

ア 特例を受けたい旨の書類

(被災者の氏名、住所、代替自動車の内容、主たる定置場等を記載)

イ ④の書類

⑥ ア及びイが備わっていれば、原則として特例を適用

運輸支局・  
軽自動車検査協会

警戒区域内自動車の主たる定置場所の都道府県・市町村

代替自動車の主たる定置場所の都道府県

(別添資料Ⅱ-6)

自動車取得税における代替自動車に係る特例措置の申請手続き

(自動車税又は軽自動車税における警戒区域内自動車に係る特例措置についての申告を行わない場合)

警戒区域内自動車・軽自動車  
(二輪のものを除く)の所有者

- ① 警戒区域内自動車等について永久抹消登録申請又は自動車検査証の返納(当該自動車が警戒区域内にあったことを理由として用途廃止等をしたことを申告)

運輸支局・  
軽自動車検査協会

- ② 被災車両である旨を記載した登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書を発行

③ 代替自動車の主たる定置場所の都道府県に、ア及びイを提出。

ア 特例を受けたい旨の書類

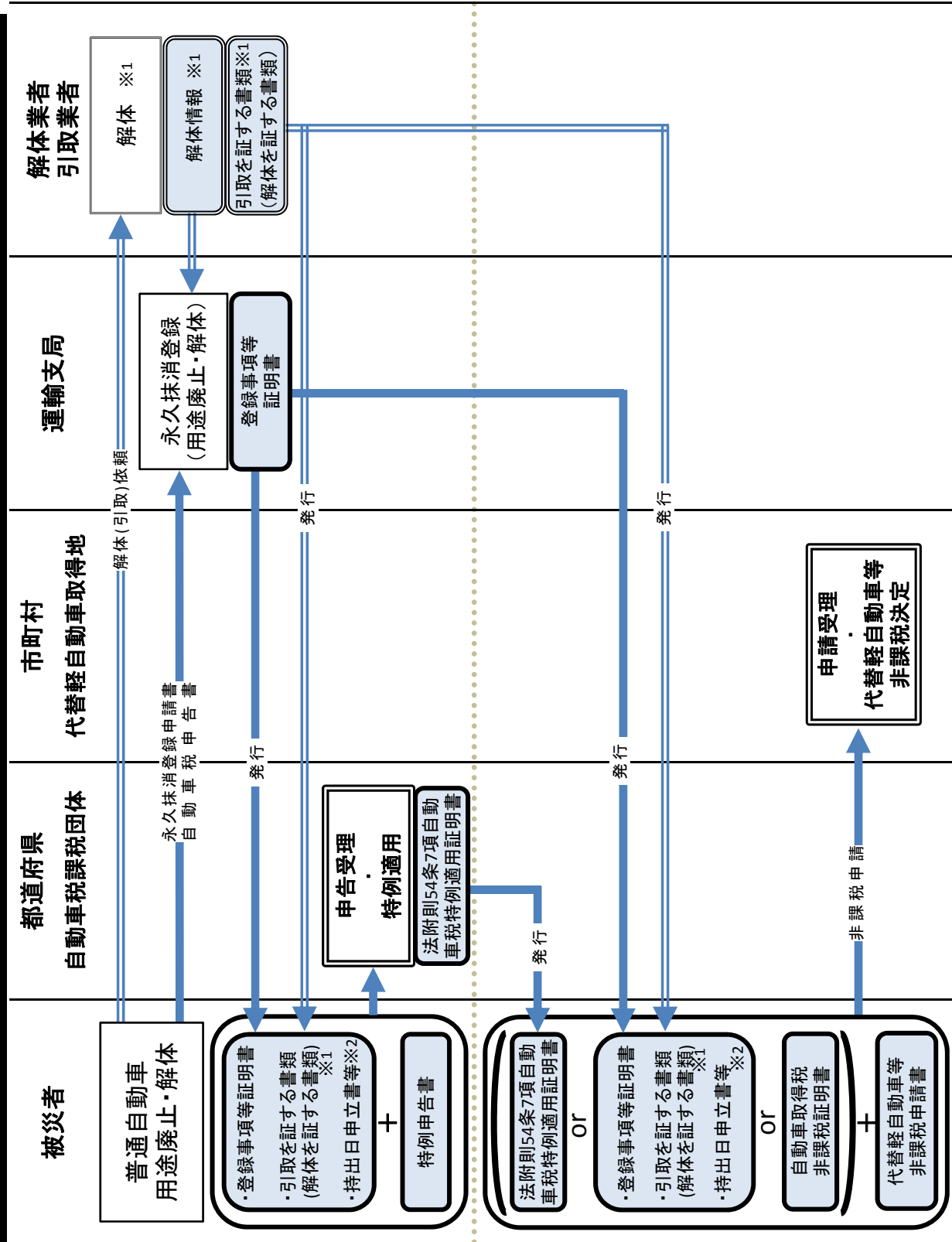
(被災者の氏名、住所、代替自動車の内容、主たる定置場等を記載)

- イ (i) ②の登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書(軽自動車の用途を廃止した場合には、用途を廃止した日の記載があるもの)及び(ii)使用済自動車の再資源化に関する法律第2条第1項に規定する自動車について警戒区域解除後又は警戒区域内から持出後2カ月以内に引取業者に引き渡した場合には、引取証明書、使用済自動車の再資源化に関する法律第2条第1項に規定する自動車以外の自動車について、警戒区域解除後又は警戒区域内から持出後9カ月以内に解体した場合には解体証明書、警戒区域内から車を持出した場合には、持ち出した日を記載した申立書等又は持ち出した日を証する書類

代替自動車の主たる定置場所の都道府県

④ ア及びイが備わっていれば、原則として特例を適用

# 普通自動車の用途廃止・解体、代替車両（二輪を除く軽自動車）の特例手続きの流れ

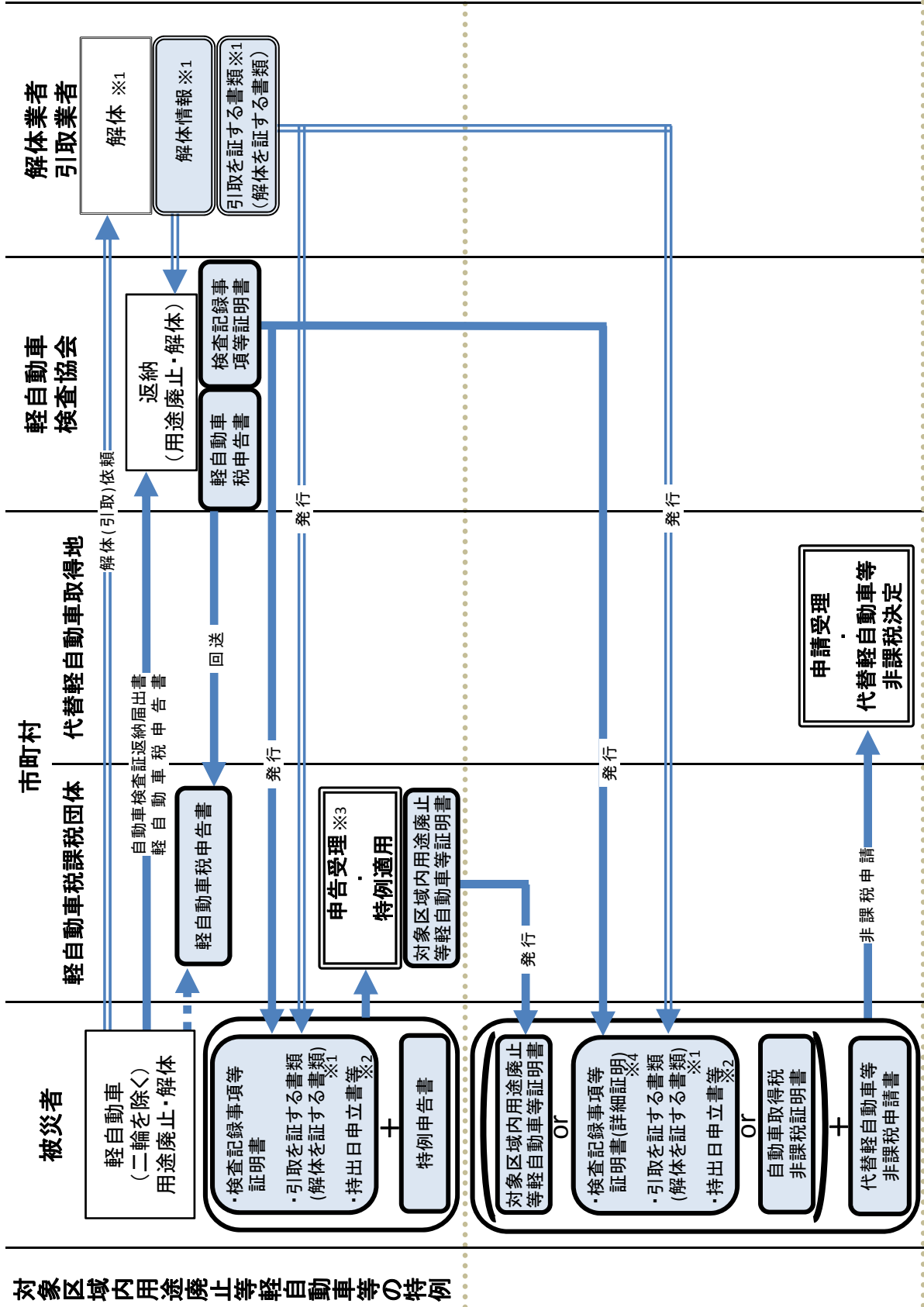


## 法附則54条7項による自動車税の特例

## 代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要である。  
 ※2 警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。

# 軽自動車（二輪を除く）の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ

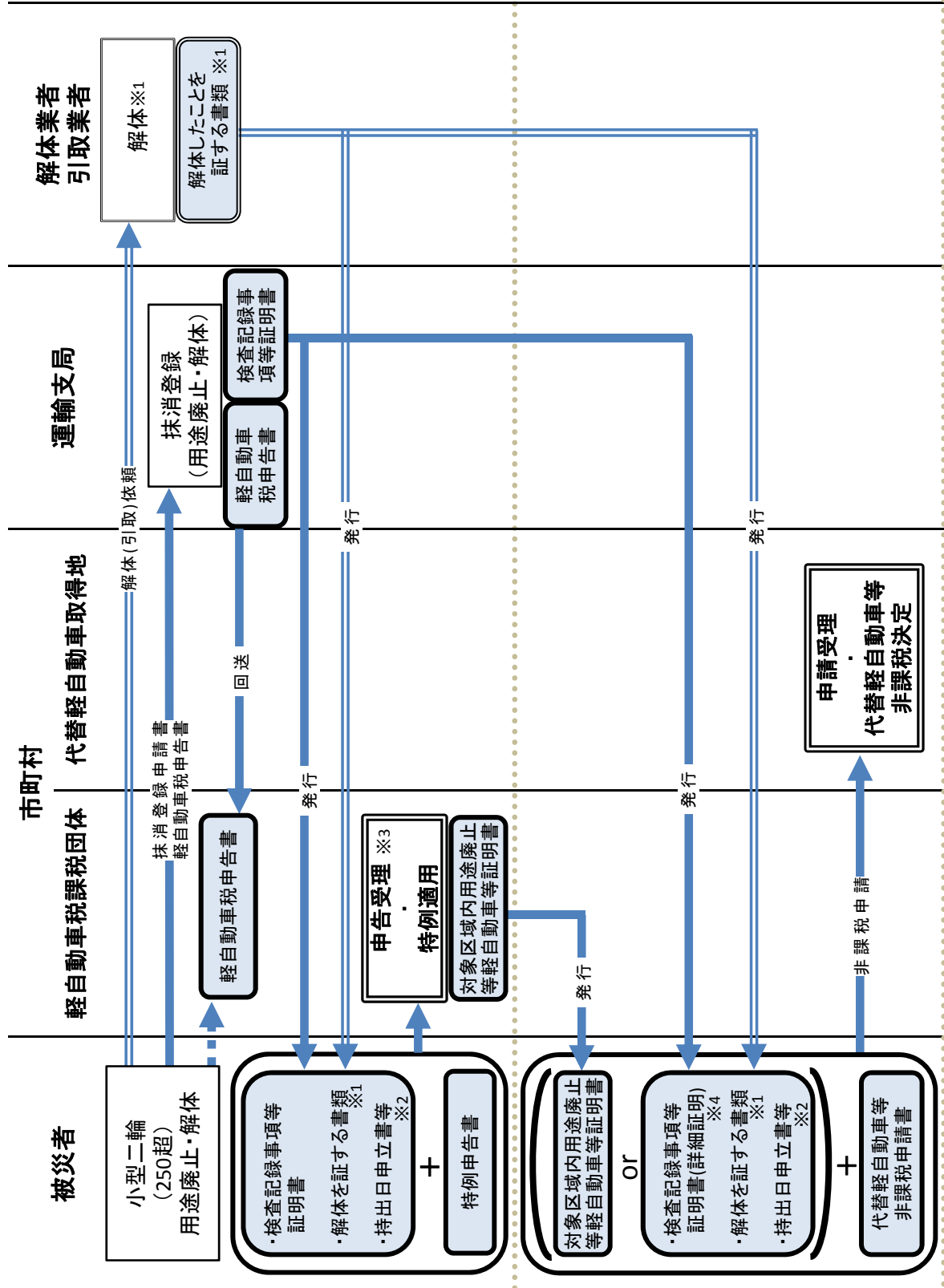


対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例

代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き（「⇒」で記載）に関しては不要である。  
 ※2 警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。  
 ※3 対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例の申請の際に、軽自動車検査協会が提出した軽自動車税申告書が市町村に回送されていない場合は、申告書の控え等を提示してもらうことにより用途廃止による届出をした日を確認すること。  
 ※4 代替車両の非課税申請で検査記録事項等証明書を提出するため、用途廃止日を確認するために検査記録事項等証明書詳細証明である必要がある。

# 二輪の小型自動車の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ

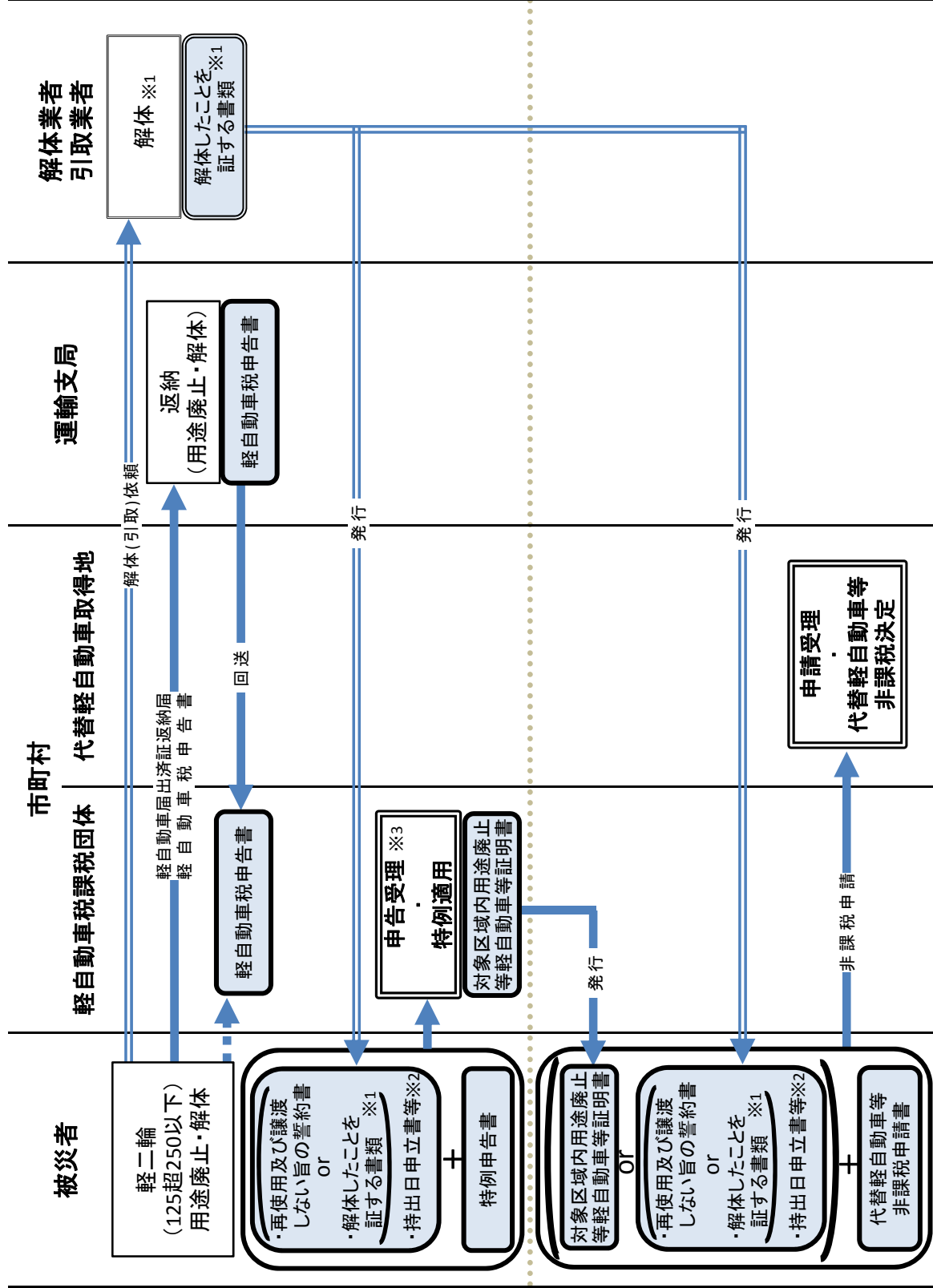


対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例

代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要である。  
 ※2 警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。  
 ※3 対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例の申請の際に、運輸支局で提出した軽自動車税申告書が市町村に回送されていない場合は、申告書の控え等を提示してもらうことにより用途廃止による車検書返納した日を確認すること。  
 ※4 代替車両の非課税申請で検査記録事項等証明書を提出する場合には、用途廃止日を確認するために検査記録事項等証明書詳細証明である必要がある。

# 二輪の軽自動車の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ



## 対象区域内用途廃止等軽自動車の特例

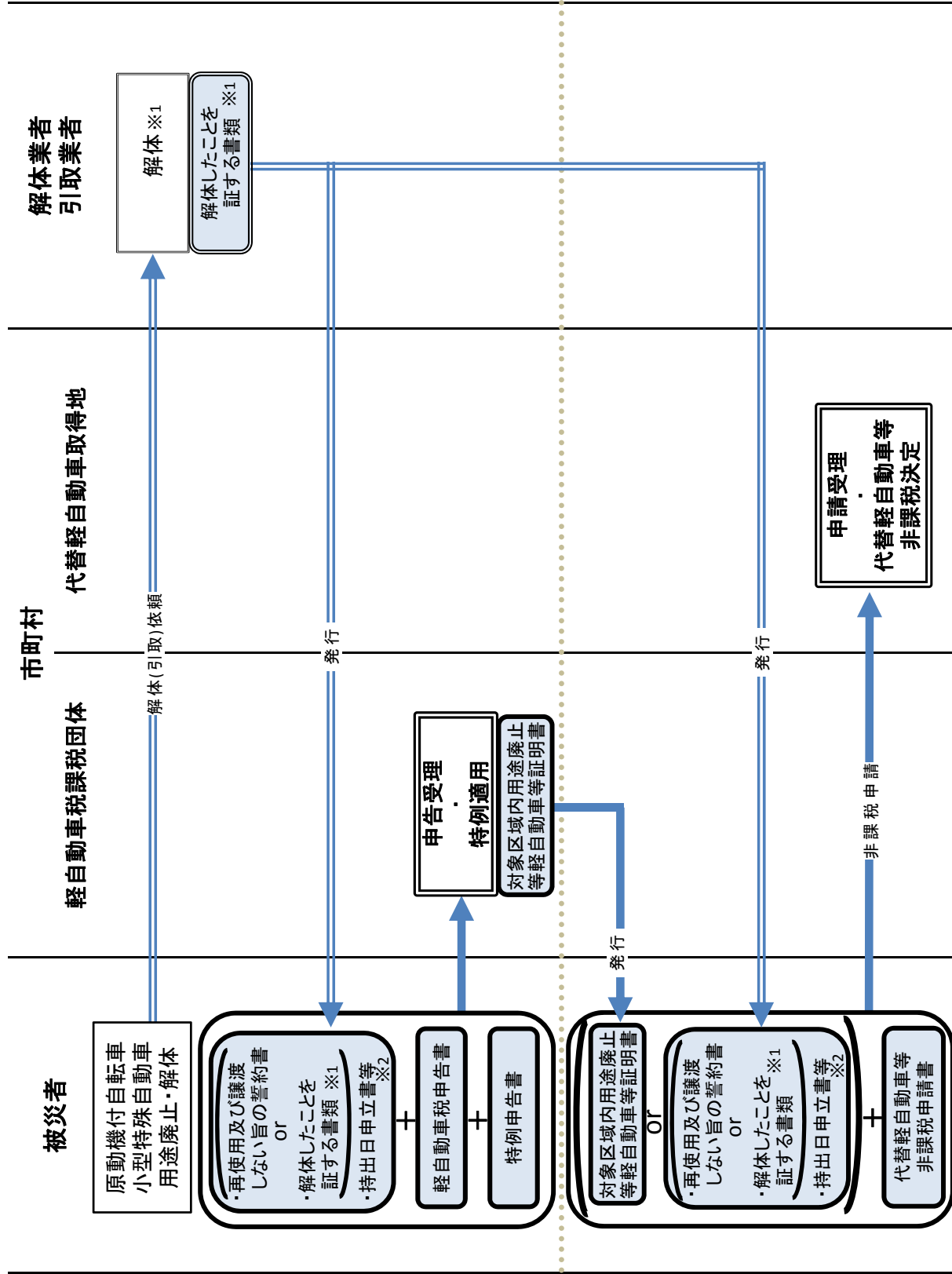
## 代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要。ただし、対象区域内用途廃止等自動車の特例の申請の際に、自動車として再使用又は譲渡しない旨の誓約書を提出する必要がある。「解体」の場合は、自動車として再使用及び譲渡しない旨の誓約書の提出は不要である。

※2 警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。

※3 対象区域内用途廃止等自動車の特例の申請の際に、運輸支局で提出した軽自動車税申告書が市町村に回送されていない場合は、申告書の控え等を提示してもらうことにより、運輸支局での届出済証返納の手続きが終了していることを確認すること。

# 原動機付自転車・小型特殊自動車の用途廃止・解体、代替車両の特例手続きの流れ



## 対象区域内用途廃止等軽自動車等の特例

## 代替軽自動車等の非課税

※1 「用途廃止」の場合、解体は不要となるため、解体に関する書類・手続き(「⇒」で記載)に関しては不要。ただし、対象区域内用途廃止等自動車の特例の申請の際に、自動車として再使用又は譲渡しない旨の誓約書を提出する必要がある。「解体」の場合は、自動車として再使用及び譲渡しない旨の誓約書の提出は不要である。

※2 警戒区域から持ち出した車について特例措置を受けようとする場合、「持出日申立書等」を提出する必要がある。

### 3 軽油引取税

問3-1 海上自衛隊〇〇基地で備蓄している免税軽油（用途：船舶）について、物資輸送用の自動車用燃料が不足していることから、民間に対して当該軽油を提供したいとの相談があったが、この場合における免税軽油の譲渡承認の手続はどのように扱うこととなるのか。また、この場合の申告納付の取扱いはどのように扱うこととなるのか。

（答）

- 免税軽油の譲渡については、地方税法第144条の3第3項において、「あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない」とされていることから、事前の届け出、承認の手続が必要である。
- ただし、自衛隊から提出される承認届出書については、「譲渡の数量」及び「譲渡の相手方」について簡略した記載で足りることとして受け付け、後日、実績に基づいて修正した届出書を再提出してもらうこととして対応いただきたい。
- また、免税軽油を譲渡した場合には、免税軽油を譲渡した者は、その譲渡をした日から30日以内に申告納付を行うこととされているところ。
- 本件の場合、免税軽油が物資輸送用の燃料として譲渡され、自動車の内燃機関の燃料として使用されることになるものであるから、海上自衛隊は申告納付を行う必要があるものと考えらる。

なお、民間に対する免税軽油の提供の方法や災害時であること等を勘案し、各団体において、「道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、軽油引取税を減免することができる」とされている地方税法第144条の42の規定に基づく各団体の税条例に基づき、軽油引取税の減免の必要性について御検討いただきたい。



問3-2 航空自衛隊〇〇基地で備蓄している免税軽油（用途：自衛隊の機械の動力源）について、航空自衛隊△△基地に備蓄している免税軽油が震災の影響により不足していることから、〇〇基地より△△基地に対して免税軽油を提供したいとの相談があったが、この場合における免税軽油の譲渡承認の手続はどのように扱うこととなるのか。また、この場合の申告納付の取扱いはどのように扱うこととなるのか。

（答）

- 免税軽油の譲渡については、地方税法第144条の3第3項において、「あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない」とされていることから、事前の届け出、承認の手続が必要である。
- ただし、自衛隊から提出される承認届出書については、「譲渡の数量」及び「譲渡の相手方」について簡略した記載で足りることとして受け付け、後日、実績に基づいて修正した届出書を再提出してもらうこととして対応いただきたい。
- また、免税軽油を譲渡した場合には、免税軽油を譲渡した者は、その譲渡をした日から30日以内に申告納付を行うこととされているところ。
- 本件の場合、免税軽油の譲渡には該当するものの、譲渡された免税軽油については免税用途に使用されるものであり、地方税法第144条の42の規定に基づく各団体の税条例に基づき御対応いただきたい。

問3-3 「軽油周辺油種への識別剤の添加実施について」（平成23年3月18日付け総務省自治税務局都道府県税課事務連絡）の趣旨如何。

（答）

- 本事務連絡は、資源エネルギー庁から識別剤添加対象者に対し「軽油周辺油種への識別剤の添加実施について」（平成23年3月16日22資燃部第24号資源エネルギー庁資源・燃料部長通知）が発出されたことを受けたものである。
- 資源エネルギー庁からの通知は、被災地において軽油が不足しているため、灯油単体、又は重油と混和することにより、非常用電源や物資運搬車両等の燃料として使用するために、識別剤が添加されていない灯油を出荷して欲しいとの要望を受けてのものであり、これにより、平成23年6月15日までの間の臨時的措置として、「青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村及び当該市町村に隣接する市町村」において消費されるために販売する灯油には識別剤が添加されないものが含まれることとなる。
- 物資運搬車両等の燃料として使用される灯油等については軽油引取税が課税される。なお、識別剤が添加されない灯油が販売される場合においては、識別剤添加対象者から購入者に対して「未添加品供給証明書」が発行されることから、未添加品の購入者を把握することが可能な仕組みとなっており、また、識別剤が添加されない灯油を販売した識別剤添加対象者は資源エネルギー庁に対し、別に指定する時までには販売数量及び販売先について報告することとされているものである。

事 務 連 絡  
平成23年3月18日

各都道府県税務担当課 御中

総務省自治税務局都道府県税課

軽油周辺油種への識別剤の添加実施について

標記の件について、平成23年3月16日付けで資源エネルギー庁資源・燃料部長から別添「軽油周辺油種への識別剤の添加実施について」が発出されましたので、貴都道府県におかれても、この趣旨を御了知願います。

担 当：間税第二係長 後 藤
電 話：03-5253-5111（内線23598）
E-mail：m.gotou@soumu.go.jp

# 経 済 産 業 省

22資燃部第24号

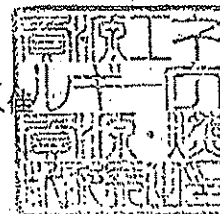
平成23年3月16日

石油連盟

会長 天坊 昭彦 殿

資源エネルギー庁

資源・燃料部長 安藤 久佳



## 軽油周辺油種への識別剤の添加実施について

上記の件については、平成14年1月1日付13資燃部第73号「軽油周辺油種への識別剤への添加実施について」をもって軽油周辺油種への識別剤の添加を要請してきたところであり、「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」（13資燃部第73号）及び「軽油周辺油種への識別剤添加実施細則」（13資燃部第73号）を定めておりますが、今般「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」（13資燃部第73号）第4条を下記のとおり改正いたしましたので、貴組合（貴会）におかれましては、これに関し、遺漏なきよう周知方お願いします。

なお、第4条第6号に規定に基づき識別剤添加対象者において識別剤を添加せずに軽油周辺油種を販売した場合には、当該軽油周辺油種の数量及び販売先について、別に指定する時までには報告を求めることといたしますので、お願いいたします。

## 記

第4条に次の一号を加える。

- (6) 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村及び当該市町村に隣接する市町村において消費するために販売する場合（平成23年6月15日までの間に限る。）

第6条中「第4条第5号」を「第4条第5号及び第6号」に改める。

# 経 済 産 業 省

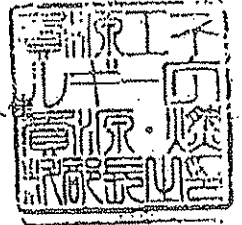
22資燃部第24号

平成23年3月16日

全国石油商業組合連合会  
会 長 関 正 夫 殿

資源エネルギー庁

資源・燃料部長 安藤 久



## 軽油周辺油種への識別剤の添加実施について

上記の件については、平成14年1月1日付13資燃部第73号「軽油周辺油種への識別剤への添加実施について」をもって軽油周辺油種への識別剤の添加を要請してきたところであり、「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」（13資燃部第73号）及び「軽油周辺油種への識別剤添加実施細則」（13資燃部第73号）を定めておりますが、今般「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」（13資燃部第73号）第4条を下記のとおり改正いたしましたので、貴組合（貴会）におかれましては、これに関し、遺漏なきよう周知方お願いいたします。

なお、第4条第6号に規定に基づき識別剤添加対象者において識別剤を添加せずに軽油周辺油種を販売した場合については、当該軽油周辺油種の数量及び販売先について、別に指定する時までには報告を求めることといたしますので、お願いいたします。

### 記

第4条に次の一号を加える。

- (6) 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村及び当該市町村に隣接する市町村において消費するために販売する場合（平成23年6月15日までの間に限る。）

第6条中「第4条第5号」を「第4条第5号及び第6号」に改める。

# 経 済 産 業 省

22資燃部第24号

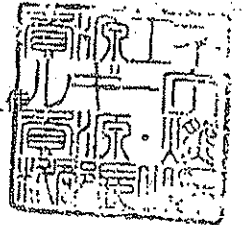
平成23年3月16日

社団法人日本貿易会

会長 梶田 松瑩 殿

資源エネルギー庁

資源・燃料部長 安藤 久佳



## 軽油周辺油種への識別剤の添加実施について

上記の件については、平成14年1月1日付13資燃部第73号「軽油周辺油種への識別剤への添加実施について」をもって軽油周辺油種への識別剤の添加を要請してきたところであり、「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」(13資燃部第73号)及び「軽油周辺油種への識別剤添加実施細則」(13資燃部第73号)を定めておりますが、今般「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」(13資燃部第73号)第4条を下記のとおり改正いたしましたので、貴組合(貴会)におかれましては、これに関し、遮漏なきよう周知方お願いします。

なお、第4条第6号に規定に基づき識別剤添加対象者において識別剤を添加せずに軽油周辺油種を販売した場合については、当該軽油周辺油種の数量及び販売先について、別に指定する時までに報告を求めるといたしますので、お願いいたします。

### 記

第4条に次の一号を加える。

(6) 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村及び当該市町村に隣接する市町村において消費するために販売する場合(平成23年6月15日までの間に限る。)

第6条中「第4条第5号」を「第4条第5号及び第6号」に改める。

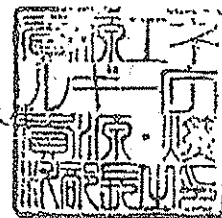
# 経 済 産 業 省

22 資燃部第24号

平成23年3月15日

全国石油工業共同組合  
理事長 石川裕二 殿

資源エネルギー庁  
資源・燃料部長 安藤 久



## 軽油周辺油種への識別剤の添加実施について

上記の件については、平成14年1月1日付13資燃部第73号「軽油周辺油種への識別剤への添加実施について」をもって軽油周辺油種への識別剤の添加を要請してきたところであり、「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」(13資燃部第73号)及び「軽油周辺油種への識別剤添加実施細則」(13資燃部第73号)を定めておりますが、今般「軽油周辺油種への識別剤添加実施要項」(13資燃部第73号)第4条を下記のとおり改正いたしましたので、貴組合(貴会)におかれましては、これに関し、遺漏なきよう周知方お願いします。

なお、第4条第6号に規定に基づき識別剤添加対象者において識別剤を添加せずに軽油周辺油種を販売した場合については、当該軽油周辺油種の数量及び販売先について、別に指定する時までには報告を求めることといたしますので、お願いいたします。

## 記

第4条に次の一号を加える。

- (6) 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村及び当該市町村に隣接する市町村において消費するために販売する場合(平成23年6月15日までの間に限る。)

第6条中「第4条第5号」を「第4条第5号及び第6号」に改める。

#### 4 固定資産税・都市計画税

問4-1 固定資産の価格等の決定を3月31日までに決定しなければならないとされているが、間に合わない。どうすればよいか。

(答)

- 3月31日までに価格等の決定が行えないとしても、直ちにその後の課税行為が違法となるものではないと解されており、災害等の状況によるが、できるだけ早期に価格等の決定を行われたい。
- なお、今後も大規模災害等により、市町村長が長期に渡って価格等の決定等を行えないことが想定されることから、今回の改正により、災害等の特別の事情がある場合には、4月1日以後に決定することができる旨を明記することとしたところ。

問4-2 被災した納税義務者の判別ができないため、とりあえず全ての納税義務者に対して納税通知書を交付してよいか。

(答)

- 明らかに被害が甚大な地域と考えられる地域に居住する納税義務者に対しては、一定期間期限を延長し、交付を延期すべきであるとする。
- 納税義務者の被災状況や避難状況、その他郵便事情等も考慮し適切に判断されたい。

問4-3 例年の納期限を記載した納税通知書を印刷してしまった後に被災地域に係る納期限の延長を決めたが、納税通知書の再調達ができないことや、システム上2種類の納期限を設定することができないこと等から、延長した納期限を記載した納税通知書を再印刷することができない場合は、どのように対応すればよいか。

(答)

- 納税通知書には正しい納期を記載する必要があるが、延長した納期限を記載した納税通知書を印刷することができない場合は、既に印刷した納税通知書の訂正印による修正や、延長した納期限を記載した通知を添付すること等により対応すれば足りるものとする。
- いずれにせよ、納税者が混乱しないような方法により対応されたい。

問4-4 固定資産税の納期については、特別の事情がある場合においては、異なる納期を定めることができるとあるが、納期の回数を減らすことが可能か。

(答)

- 納期については、地方税法第362条において、「特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる」とされているが、これは、単に、法定の標準納期とは異なる月にその納期を定めることができるというばかりでなく、必要によっては、納期の数を増減することもできるものと解されている。
- 「特別の事情がある場合」とは、災害その他これに類する事情がある場合は勿論のこと市町村の徴税事務上の都合等をも含むものであって特に制限的に解する必要はないと解されている。
- 従って、市町村の徴税事務上必要であると認められる場合においても、納税者の負担を配慮の上、納期の回数を減らすことは可能である。



## 5 入湯税

問5-1 今回の震災を受け、被災者を無料又は低額で受け入れ入湯させている場合の入湯税について、課税免除して差し支えないか。

(答)

- 地方税法第6条の規定により、課税免除することは可能である。
- 一般の入湯客も利用する鉱泉浴場である場合には、被災者についてのみ課税免除とすることが必要である。
- なお、入湯税は歳入欠かん債の対象外であり、御留意いただきたい。

## 6 事業所税

問6-1 事業の休止期間に応じた減免とは、具体的にどのような措置を講ずればよいのか。

(答)

- 事業所税については地方税法第701条の57の規定に基づき条例で定めるところにより減免措置を講ずることが可能である。
- 具体的には、例えば、阪神・淡路大震災においては、以下の減免措置を講ずることが適当とされていた。(平成7年3月9日付自治税企第5号自治省税務局長通知及び平成7年3月9日付自治市第22号自治省税務局市町村税課長通知)

- ・ 震災により事業所用家屋が損壊したことに伴い、当該事業所用家屋において行っていた事業を休止したと認められる場合、当該休止した事業の用に供する事業所用家屋に係る床面積相当分について、事業の休止期間に応じ、資産割を減免する。
- ・ 上記措置をとる場合の控除割合の計算方法は次のとおり。
  - 1 事業の休止期間が、事業を休止した日を含む課税標準の算定期間内であった場合

$$\text{控除割合} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{事業を休止した日の属する月の翌月から} \\ \text{事業を再開した日の属する月までの月数} \end{array} \right)}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- 2 事業の休止期間が、事業を休止した日を含む課税標準の算定期間を超える場合

- (1) 事業を休止した日を含む課税標準の算定期間

$$\text{控除割合} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{事業を休止した日の属する月の翌月から} \\ \text{課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数} \end{array} \right)}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- (2) 事業を休止した日を含む課税標準の算定期間後の課税標準の算定期間

$$\text{控除割合} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から} \\ \text{事業を再開した日の属する月までの月数} \end{array} \right)}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

- 従業者割についても減免措置を講ずることが可能である。この場合、納税義務者ごとに休止期間の給与の支払い状況等を踏まえ適切に対応されたい。

## 7 その他

問7-1 原子力災害に伴い風評被害を受けた事業者に対し、固定資産税等の減免措置を講じた場合、どのような財政措置が講じられるのか。

(答)

- 地方団体は、今回の東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う風評被害により担税力を喪失した事業者等に対し、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、個々の納税者の実情を勘案のうえ減免措置を講ずることが可能である。

(以上)